

平成13年度

ダイオキシン類対策特別措置法
施行状況

平成14年12月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計87地方公共団体からの報告に基づき、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間を対象に

- （ ）特定施設の届出等の状況
- （ ）特定施設に係る規制事務実施状況
- （ ）設置者による自主測定結果報告状況
- （ ）土壤汚染対策の状況
- （ ）都道府県・政令市における条例制定状況

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に係る区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成14年12月

環境省環境管理局総務課ダイオキシン対策室
環境省環境管理局水環境部水環境管理課
環境省環境管理局水環境部土壤環境課

目 次

・ 特定施設の届出等の状況	1
・ 特定施設に係る規制事務実施状況	5
・ 設置者による自主測定結果報告状況	5
・ 土壌汚染対策の状況	6
・ 都道府県・政令市における条例制定状況	7
・ その他	7
表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）	9
表 - 2 水質基準対象施設の届出等施設数（全国）	10
表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）	11
表 - 4 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）	12
表 - 5 大気基準適用施設の届出等の状況（施設種別 - 都道府県・政令市別）	13
表 - 6 水質基準対象施設の届出等の状況（施設種別・総括 - 都道府県・政令市別）	20
表 - 7 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 （施設種別 - 都道府県・政令市別）	25
表 - 8 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 （施設種別 - 都道府県・政令市別）	26
表 - 9 法第35条第2項に基づく通知の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	27
表 - 10 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	27
表 - 11 法第35条第2項に基づく通知の状況（大気・水質別 - 都道府県・政令市別）	28
表 - 12 その他の届出等の状況（大気・水質 / 法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別）	28
表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）	29
表 - 2 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係 - 全国）	29
表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）	30
表 - 4 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	31
表 - 5 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	33
表 - 1 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況（全国）	35
表 - 2 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況（全国）	36
表 - 3 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況 （施設種別 - 都道府県・政令市別）	37
表 - 4 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況 （施設種別 - 都道府県・政令市別）	43
表 - 5 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）	46
表 - 6 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況 （大気・水質 - 都道府県・政令市別）	47

表 - 7	自主測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	46
表 - 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)……………	48
表 - 2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係 - 全国)……………	48
表 - 3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)……………	49
表 - 1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)……………	50
表 - 1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法 - 全国)……………	51
表 - 2	”(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域)……………	52
表 - 3	大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況(全国)……………	53
表 - 4	水質基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況(全国)……………	54
表 - 5	大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	55
表 - 6	水質基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	57
表 - 7	大気基準適用施設における排出基準超過施設事例の概要及び措置状況……………	59
表 - 8	水質基準適用事業場における排出基準超過施設事例の概要及び措置状況……………	65
表 - 9	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成14年9月30日現在)……………	67
表 - 10	自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成14年4月～9月)……………	68
表 - 11	自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質 - 都道府県・政令市別：平成14年4月～9月)……………	69
表 - 12	自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国：平成14年4月～9月)……………	70
表 - 13	自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国：平成14年4月～9月)……………	71
表 - 14	自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別：平成14年4月～9月)……………	72
表 - 15	自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別：平成14年4月～9月)……………	77

. 特定施設の届出等の状況

1. 1 特定施設の届出等施設数（表 - 1～2）

表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）等がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成14年3月31日において、大気基準適用施設数は18,285、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて4,239である。事業場数は、大気関係が14,187、水質関係が2,337である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1)}を加えると、大気基準適用施設数18,315、水質基準対象施設数4,253であり、事業場数は、大気関係14,205、水質関係2,343である。

注1) 法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。

1. 2 特定施設の届出等の状況（表 - 3～4）

(1) 大気基準適用施設

表 - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり。

法	平成12年度末の施設数	19,614
	平成13年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第12条第1項)]	633
	使用届出 [既設 (法第13条第1項)] ^{注2)}	656
	規制対象規模未満への変更届出 (法第14条第1項) ^{注3)} } [廃止等] 使用廃止届出 (法第18条)	2,618
	平成13年度末の施設数 (事業場数)	18,285 (14,187)
鉱山保安法等 関係法令施設	平成13年度末の施設数 (事業場数) ^{注4)}	30 (23)
計	平成13年度末の施設数 (事業場数) ^{注5)}	18,315 (14,205)

注2) 既設の未届施設で、平成13年度に新たに届出がなされたもの。

注3) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

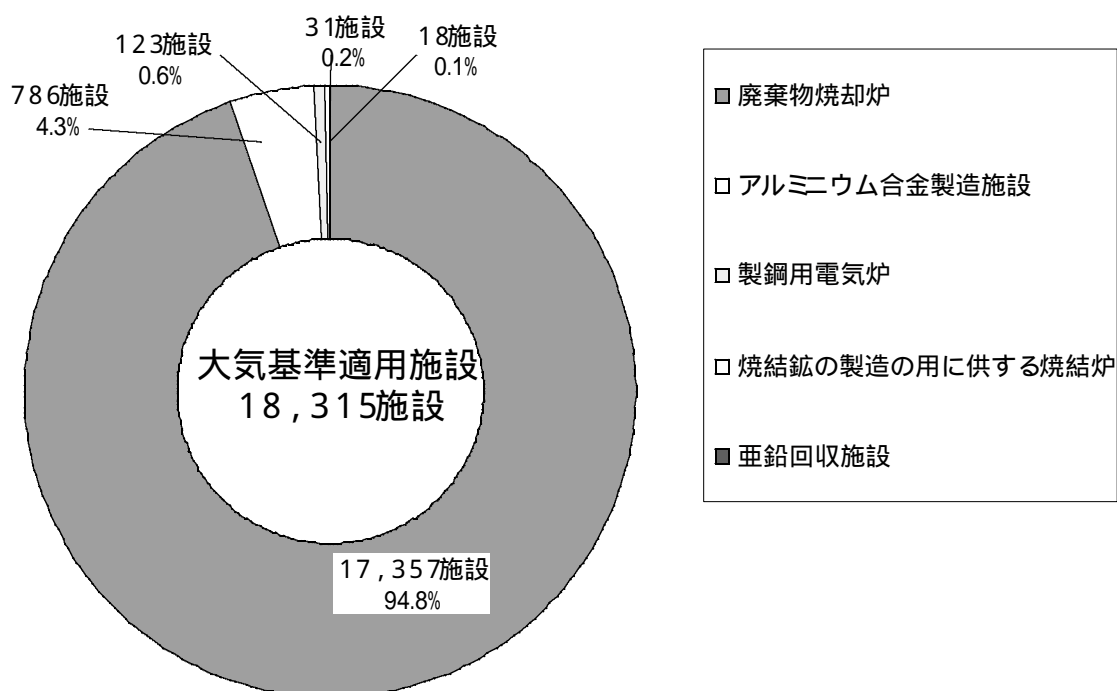
注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に

基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注5) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く17,357施設であり、全体の94.8%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設786施設、製鋼用電気炉123施設となっている。

大気基準適用施設の種類別割合



(2) 水質基準対象施設

表 - 4 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり。

法 及 び 瀬 戸 内 海 法	平成12年度末の施設数	4,149
	平成13年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注6)} 〔新設（法第12条第1項・瀬戸内海法第5条第1項）〕	205
	使用届出 ^{注7)} 〔既設（法第13条第1項・瀬戸内海法第7条第2項）〕	113
	瀬戸内海法から法への移行 ^{注8)} 法から瀬戸内海法への移行 ^{注8)}	0 0
	規制対象規模未満への変更届出・ 変更許可 ^{注9)} （法第14条第1項・瀬戸内海法第8条第1項） 使用廃止届出 （法第18条・瀬戸内海法第9条）	〔廃止等〕 228
	平成13年度末の施設数（事業場数）	4,239 (2,337)
鉱山保安法 関係施設	平成13年度末の施設数（事業場数） ^{注10)}	14 (8)
計	平成13年度末の施設数（事業場数） ^{注11)}	4,253 (2,343)

注6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注7) 平成13年12月1日を施行日とする以下の水質基準対象施設の追加が行われた。なお、従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成13年度に新たに届出がなされたものを含む。

- ・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
- ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設

注8) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法・瀬戸内海法間で適用が変わったもの。

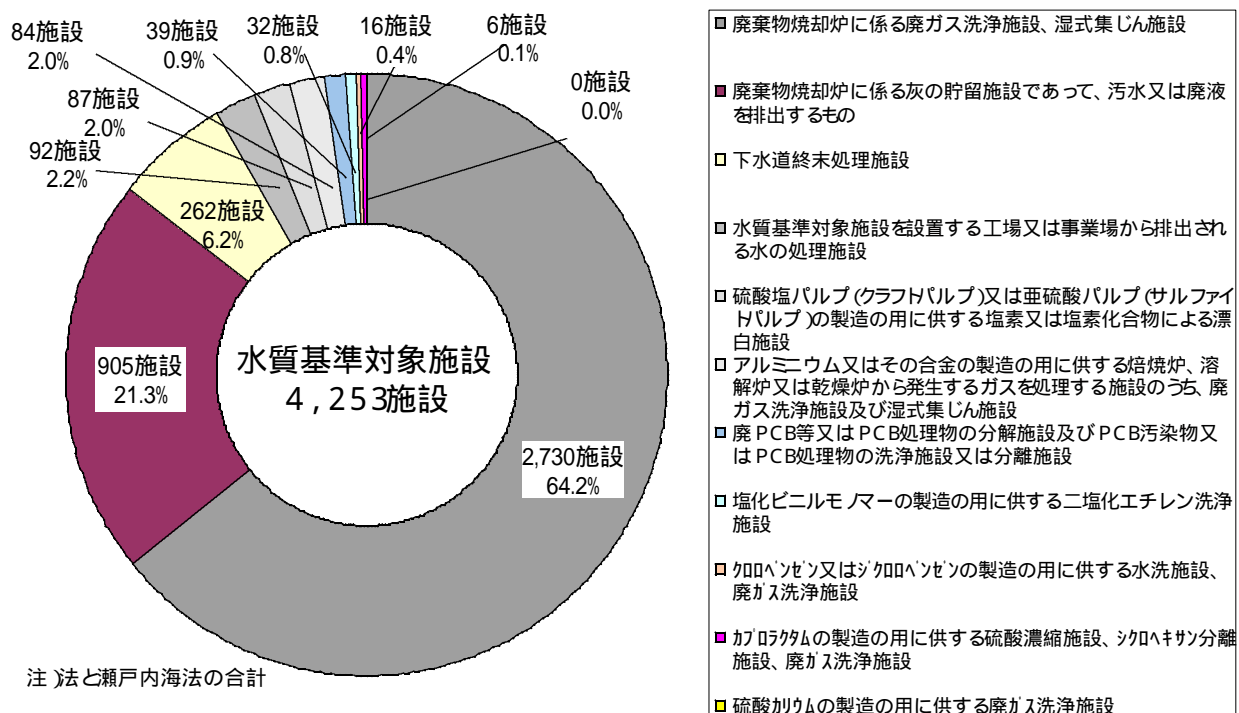
注9) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第8条第1項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

注10) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注11) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が2,730施設、灰の貯留施設が905施設であり、合わせて、全体の85.5%を占めている。ついで、下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）262施設となっている。

水質基準対象施設の種類の割合^{注)}



1.3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況（表 - 5 ~ 12）

表 - 5 に大気基準適用施設、表 - 6 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない（以下、同じ。）

また、鉱山保安法等関係法令施設について、表 - 7 に大気基準適用施設、表 - 8 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

なお、法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知を都道府県知事又は政令市の長（以下「都道府県知事等」という。）が受理した件数及び1.2に取りまとめた届出以外の届出（以下「その他の届出」という。）等の状況について、表 - 9 及び表 - 10 に全国の状況を、表 - 11 及び表 - 12 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

．特定施設に係る規制事務実施状況

2．1 規制事務の実施状況（表 - 1～3）

表 - 1～2に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表 - 3に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係14,367件、水質関係2,189件であった。法に基づく命令が発令された件数は、後述のとおり排出基準を超過した施設等の設置者に対して大気関係12件、水質関係4件であった。また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係14,630件（口頭指導6,681件、文書指導7,949件）、水質関係568件（口頭指導403件、文書指導165件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による自主測定（法第28条第1項）の結果排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設89件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）7件であり、うち、16件は法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令10件、一時停止命令2件。水質基準適用事業場について改善命令3件、一時停止命令1件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請^{注12)}はなかった。

注12) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

2．2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表 - 4～5）

表 - 4に大気基準適用施設、表 - 5に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

．設置者による自主測定結果報告状況

3．1 自主測定結果の報告状況（表 - 1～2）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第 28 条第 1 項に基づき、毎年 1 回以上、排出ガス及び排水（廃棄物焼却炉では、同条第 2 項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第 3 項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による自主測定について、表 - 1 は大気基準適用施設、表 - 2 は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。^{注13)}

これによると、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間に、全国で、大気基準適用施設の排出ガス測定結果 12,535 件（報告対象施設数 19,464）、水質基準適用事業場の排水測定結果 748 件（報告対象事業場数 926）の報告がなされている。

注13)平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までに報告期限が到来した施設・事業場を対象に、同期間における報告を計上の対象としている。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第 28 条第 1 項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

3.2 都道府県、政令市別の自主測定結果の報告状況等（表 - 3 ~ 4）

表 - 3 に大気基準適用施設、表 - 4 に水質基準適用事業場における自主測定結果の報告状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3.3 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表 - 5 ~ 6）

自主測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表 - 5 に全国の状況を、表 - 6 に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

自主測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3.4 自主測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表 - 7）

表 - 7 に自主測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

・ 土壌汚染対策の状況

表 - 1 に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間に、1 地方公共団体（東京都）で法第 29 条第 1 項に基づく土壌汚染対策地域が指定され、法第 31 条第 1 項に基づく土壌汚染対策計画が策定された。

また、報告徴収、立入検査等の件数について、表 - 2 に全国の状況を、表 - 3 に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

．都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1 に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成14年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、8地方公共団体（岩手県・埼玉県・東京都・岐阜県・三重県・熊本県・川崎市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

．その他

6.1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表 - 1～2）

1.2(2)の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表 - 1及び表 - 2に取りまとめた。

6.2 未届出の廃止施設の状況（表 - 3～6）

1.2の取りまとめには含まれていないが実態として廃止状態にあることを都道府県・政令市が認知している施設の有無と内容及びそれを反映した場合の平成14年3月31日現在の状況について、表 - 3に全国の大気基準適用施設に係る状況を、表 - 4に全国の水質基準対象施設に係る状況をまとめた。

また、表 - 5（大気基準適用施設）及び表 - 6（水質基準対象施設）には、施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

6.3 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表 - 7～9）

2.1の表 - 3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表 - 7（大気基準適用施設）及び表 - 8（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表 - 3取りまとめ以降の平成14年9月30日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表 - 9に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6.4 自主測定結果未報告施設・事業場への平成14年度上半期における措置状況（表 - 10～15）

表 - 1（大気基準適用施設）及び表 - 2（水質基準適用事業場）の自主測定結果未報告施設・事業場に対し、平成14年4月1日から平成14年9月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表 - 10に全国の状況を、表 - 11に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成14年9月30日現在の状況について、表 - 12及び表

- 13に全国の状況を、表 - 14及び表 - 15に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）^{注1）注2）}

大気基準適用施設		平成14年3月31日現在		【参考】 平成13年3月31日 現在届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		15 (15)	31 (31)	(31)
製鋼用電気炉		72 (72)	123 (123)	(117)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉)		8 (7)	18 (15)	(15)
アルミニウム合金製造 施設 (焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉)		237 (237)	786 (786)	(777)
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	-	1,105 (1,101)	(1,073)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	1,714 (1,714)	(1,664)
	2 t/h未満 ^{注3)}	-	14,538 (14,515)	(15,937)
	小計	13,873 (13,856)	17,357 (17,330)	(18,674)
合計		14,205 (14,187)	18,315 (18,285)	(19,614)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) ^{注1)} ^{注2)}

水質基準対象施設		平成14年3月31日現在		【参考】 平成13年3月 31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		36 (36)	87 (87)	(87)
硫酸カウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		0 (0)	0 (0)	(-)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		7 (7)	32 (32)	(32)
カゴロクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設		2 (2)	6 (6)	(-)
カドバネン又はジカドバネンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		2 (2)	16 (16)	(-)
アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		45 (45)	84 (84)	(84)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1,557 (1,550)	2,730 (2,716)	(2,702)
	灰の貯留施設	426 (426)	905 (905)	(881)
	小計	1,983 (1,976)	3,635 (3,621)	(3,583)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		9 (9)	39 (39)	(6)
下水道終末処理施設 (水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)		230 (230)	262 (262)	(258)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		29 ^{注3)} (30)	92 (92)	(99)
合計		2,343 (2,337)	4,253 (4,239)	(4,149)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可等(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と 鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

注3) 注2)のなお書きにより廃ガス洗浄施設等に計上したため、()に比較して1減となっている。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）¹

	平成13年3月31日 現在の設置基数	新設	既設	14条 規模変更		廃止等	平成14年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数	鉱山保安法等 関係法令施設 5 (平成14年3月31日現在)		
				2	3				設置基数	特定事業場数	
	a	b	c	d	e	a+b+c+d-e	4		4		
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	31	0	0	-	0	31	15	0	0		
製鋼用電気炉	117	2	5	-	1	123	72	0	0		
亜鉛回収施設	焙焼炉	7	0	0	-	0	7	7	2	1	
	焼結炉	1	0	0	-	0	1		0		
	溶鉱炉	2	0	0	-	0	2		0		
	溶解炉	3	0	0	-	0	3		0		
	乾燥炉	2	0	0	-	0	2		1		
	小計	15	0	0	-	0	15		3		
アルミニウム 合金製造施設	焙焼炉	20	1	0	-	0	21	237	0	0	
	溶解炉	703	13	11	-	20	707		0		
	乾燥炉	54	5	1	-	2	58		0		
	小計	777	19	12	-	22	786		0		
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,073	43	12	-3	+0	24	1,101	13,856	4	22(5)
	2t/h以上～4t/h未満	1,664	76	5	-1	+1	31	1,714		0	
	2t/h未満	15,937	493	622	-13	+16	2,540	14,515		23(8)	
	200kg/h以上～2t/h未満	4,770	96	62	-2	+6	285	4,647		14(4)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	6,203	284	261	-7	+2	971	5,772		7(2)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	3,334	69	164	-3	+6	795	2,775		2(2)	
	50kg/h未満(0.5㎡以上)	1,630	44	135	-1	+2	489	1,321		0	
	小計	18,674	612	639	-17	+17	2,595	17,330		27(8)	
合計	19,614	633	656	-17	+17	2,618	18,285	14,187	30(8)	23(5)	

- 1 法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。
- 3 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の（ ）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 4 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）¹

	平成13年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 b	既設 c	法・瀬戸 内法間の 移行 ² d	廃止等 ³ e	平成14年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 ⁴	鉱山保安法等 関係法令施設 ⁵ (平成14年3月31日現在)		
								設置基数	特定事業場数 ⁴	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	87	0	0	0	0	87	36	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗淨施設	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗淨施設	32	0	0	0	0	32	7	0	0	
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロキサ分離施設、廃ガス洗淨施設	-	0	6	0	0	6	2	0	0	
カドミウム又はジカドミウムの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗淨施設	-	0	16	0	0	16	2	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗淨施設、湿式集じん施設	84	1	0	0	1	84	45	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗淨施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	廃ガス洗淨施設、 湿式集じん施設	2,702	117	68	0	171	2,716	1,550	14(4)	8(2)
	灰の貯留施設	881	45	19	0	40	905	426	0	0
であって汚水又は廃液を排出するもの	小計	3,583	162	87	0	211	3,621	1,976	14(4)	8(2)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗淨施設及び分離施設	6	34	0	0	1	39	9	0	0	
下水道終末処理施設	258	7	3	-	6	262	230	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	99	1	1	0	9	92	30	0	0	
合 計	4,149	205	113	0	228	4,239	2,337	14(4)	8(2)	

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法（法）に基づく届出及び瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内海法）に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。（13年度において該当する施設なし）
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の（ ）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 5 (2) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設																	
	焼結炉					溶鉱炉					溶解炉							
	1 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	1 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	1 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県																		
埼玉県																		
千葉県																		
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県													1					1
三重県																		
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県						1						1						
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県						1						1						
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市																		
いわき市	1					1						2						2
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市																		
富山市																		
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
豊田市																		
堺市																		
姫路市																		
和歌山市																		
岡山市																		
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3

事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 5 (3) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設										アルミニウム合金製造施設								
	乾燥炉					小 計					焙焼炉								
	1 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	1 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数	1 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道													3						
青森県													1						
岩手県																			
宮城県													1						
秋田県																			
山形県													3						
福島県							2					2	4	1					1
茨城県							1					1	9	2					2
栃木県													12						
群馬県													4	1					1
埼玉県													10						
千葉県													3						
東京都																			
神奈川県																			
新潟県													5						
富山県													17						
石川県													1						
福井県													4						
山梨県													1						
長野県													5						
岐阜県													3						
静岡県													20	4					4
愛知県							2					2	46	3	1				4
三重県													8	1					1
滋賀県													4	5					5
京都府																			
大阪府													8						
兵庫県													4	2					2
奈良県																			
和歌山県																			
鳥取県																			
島根県																			
岡山県	1					1	2					2	4	1					1
広島県													1						
山口県													5						
徳島県																			
香川県													1						
愛媛県																			
高知県																			
福岡県	1					1	2					2	5						
佐賀県													2						
長崎県													1						
熊本県													8						
大分県																			
宮崎県													1						
鹿児島県													1						
沖縄県																			
札幌市																			
仙台市																			
千葉市																			
横浜市													1						
川崎市													1						
名古屋市													4						
京都市													1						
大阪市													1						
神戸市																			
広島市													1						
北九州市													4						
福岡市																			
旭川市																			
秋田市													1						
郡山市																			
いわき市							4					4	1						
宇都宮市																			
横須賀市																			
新潟市																			
富山市													1						
金沢市																			
長野市																			
岐阜市																			
静岡市																			
浜松市													2						
豊橋市													2						
豊田市													6						
堺市													2						
姫路市							1					1							
和歌山市							1					1							
岡山市																			
福山市																			
高松市													1						
松山市													1						
高知市																			
長崎市																			
熊本市																			
大分市													1						
宮崎市																			
鹿児島市													1						
合計	2	0	0	0	0	2	15	0	0	0	0	15	237	20	1	0	0	0	21

事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 5 (4) 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設																	
	溶解炉					乾燥炉					小計							
	1 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	1 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	1 2 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	5					5							5					5
青森県	1					1							1					1
岩手県																		
宮城県	2					2							2					2
秋田県																		
山形県	5					5							5					5
福島県	27					27	2					2	30					30
茨城県	32					32	1					1	35					35
栃木県	66		2			68	3					3	69		2			71
群馬県	4		1			5							5		1			6
埼玉県	30	1			4	27	4					4	34	1			4	31
千葉県	14				1	13	3					3	17				1	16
東京都																		
神奈川県																		
新潟県	11	2	1			14							11	2	1			14
富山県	47	1			3	45							47	1			3	45
石川県	1					1							1					1
福井県	15					15	1					1	16					16
山梨県	4					4	1					1	5					5
長野県	14	1			1	14	3					3	17	1			1	17
岐阜県	4					4							4					4
静岡県	80	2			1	81	5	1				6	89	3			1	91
愛知県	103	1	1		1	104	14	2			2	14	120	4	1		3	122
三重県	26	2	2			30	2	1				3	29	3	2			34
滋賀県	9					9	1					1	15					15
京都府																		
大阪府	21				1	20	4	1	1			6	25	1	1		1	26
兵庫県	25				3	22							27				3	24
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県	14					14							15					15
広島県	3					3							3					3
山口県	17	1				18							17	1				18
徳島県																		
香川県	1					1							1					1
愛媛県																		
高知県																		
福岡県	19	1			2	18	1					1	20	1			2	19
佐賀県	2					2							2					2
長崎県	1					1							1					1
熊本県	9					9	1					1	10					10
大分県																		
宮崎県	1					1							1					1
鹿児島県	1					1							1					1
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
千葉市																		
横浜市	2					2	1					1	3					3
川崎市	4					4							4					4
名古屋市	18				3	15							18				3	15
京都市	8					8	1					1	9					9
大阪市	2					2							2					2
神戸市																		
広島市	1					1	1					1	2					2
北九州市	4					4							4					4
福岡市																		
旭川市																		
秋田市	1					1							1					1
郡山市																		
いわき市	1					1							1					1
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市																		
富山市	1					1							1					1
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市	2		4			6							2		4			6
豊橋市	5					5							5					5
豊田市	30	1				31	5					5	35	1				36
堺市	3					3							3					3
姫路市																		
和歌山市																		
岡山市																		
福山市																		
高松市	1					1							1					1
松山市	2					2							2					2
高知市																		
長崎市																		
熊本市																		
大分市	2					2							2					2
宮崎市																		
鹿児島市	2					2							2					2
合計	703	13	11	0	20	707	54	5	1	0	2	58	777	19	12	0	22	786

事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 (1) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

事業場数	硫酸塩ナトリウム(ケイソウナトリウム)又は亜硫酸ナトリウム(サルファイトナトリウム)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設					硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設					塩化ビニル(VP)の製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設									
	12年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	法・瀬戸内海法間の移行(d)	廃止(f)	13年度未施設数(a+b+c+d-f)	事業場数	12年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	法・瀬戸内海法間の移行(d)	廃止(f)	13年度未施設数(a+b+c+d-f)	事業場数	12年度未施設数(a)	新設(b)	既設(c)	法・瀬戸内海法間の移行(d)	廃止(f)	13年度未施設数(a+b+c+d-f)
北海道	6	12				12														
青森県	1	8				8														
岩手県	1	1				1														
宮城県	2	2				2														
秋田県																				
山形県																				
福島県																				
茨城県	1	3				3								1	9					9
栃木県																				
群馬県																				
埼玉県																				
千葉県																				
東京都																				
神奈川県																				
新潟県																				
富山県	1	2				2														
石川県																				
福井県																				
山梨県																				
長野県	1	1				1														
岐阜県	1	2				2														
静岡県	5	10				10														
愛知県	1	2				2														
三重県	1	6				6								1	6					6
滋賀県																				
京都府																				
大阪府																				
兵庫県	1	2				2								1	4					4
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県	1	4				4														
島根県	1	1				1														
岡山県														1	4					4
広島県	3	6				6														
山口県	1	2				2								2	7					7
徳島県	1	2				2														
香川県																				
愛媛県	2	6				6														
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県	1	1				1														
大分県																				
宮崎県	1	6				6														
鹿児島県		1				1														
沖縄県																				
札幌市																				
仙台市																				
千葉市																				
横浜市																				
川崎市														1	2					2
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
神戸市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
旭川市	1	3				3														
秋田市	1	1				1														
郡山市																				
いわき市																				
宇都宮市																				
横須賀市																				
新潟市	1	3				3														
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
静岡市																				
浜松市																				
豊橋市																				
豊田市																				
堺市																				
姫路市																				
和歌山市																				
岡山市																				
福山市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
長崎市																				
熊本市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合計	36	87	0	0	0	87	0	-	0	0	0	0	0	7	32	0	0	0	0	32

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「法・瀬戸内海法間の移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 (13年度において該当する施設なし)
 4 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 6 (2) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

事業場数	加「ロ」カムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シロハキ分離施設、廃ガス洗浄施設					加「レ」ン又は「シ」加「レ」ンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設					アミノカム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設										
	1 2 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	法・瀬 戸内海 法間の 移行 (f)	1 3 年 度未施 設数 (a+b+c+ d-f)	事業場 数	1 2 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	法・瀬 戸内海 法間の 移行 (f)	1 3 年 度未施 設数 (a+b+c+ d-f)	事業場 数	1 2 年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	法・瀬 戸内海 法間の 移行 (f)	1 3 年 度未施 設数 (a+b+c+ d-f)				
北海道																					
青森県																					
岩手県																					
宮城県																					
秋田県																					
山形県																					
福島県												2	2				2				
茨城県												2	4				4				
栃木県												2	6				6				
群馬県																					
埼玉県												2	3				3				
千葉県												1	1				1				
東京都																					
神奈川県																					
新潟県																					
富山県												7	12				12				
石川県																					
福井県												2	8				8				
山梨県																					
長野県																					
岐阜県												1	1				1				
静岡県								2			2	7	16	1			17				
愛知県	1		3		3						2	2	5			1	4				
三重県											2	2	2				2				
滋賀県											3	3	3				3				
京都府																					
大阪府																					
兵庫県												2	3				3				
奈良県																					
和歌山県																					
鳥取県																					
島根県																					
岡山県																					
広島県																					
山口県												1	2				2				
徳島県																					
香川県																					
愛媛県												1	1				1				
高知県																					
福岡県						1		12			12										
佐賀県																					
長崎県																					
熊本県												1	1				1				
大分県																					
宮崎県																					
鹿児島県																					
沖縄県																					
札幌市																					
仙台市																					
千葉市																					
横浜市												1	2				2				
川崎市																					
名古屋市	1		3		3						1	4					4				
京都市											1	4					4				
大阪市																					
神戸市																					
広島市																					
北九州市												1	1				1				
福岡市																					
旭川市																					
秋田市												1	1				1				
郡山市																					
いわき市						1		2			2										
宇都宮市																					
横須賀市																					
新潟市																					
富山市												1	1				1				
金沢市																					
長野市																					
岐阜市																					
静岡市																					
浜松市																					
豊橋市																					
豊田市																					
堺市												1	1				1				
姫路市																					
和歌山市																					
岡山市																					
福山市																					
高松市																					
松山市																					
高知市																					
長崎市																					
熊本市																					
大分市																					
宮崎市																					
鹿児島市																					
合 計	2	-	0	6	0	0	6	2	-	0	16	0	0	16	45	84	1	0	0	1	84

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「法・瀬戸内海法間の移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 (13年度において該当する施設なし)
 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 6 (3) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

事業場数	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの															
	廃ガス洗浄施設			湿式集じん施設			灰の貯留施設									
	1 2 年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	法・瀬戸内海法間の移行 (d)	規模未達変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年度未施設数 (a+b+c+d-e-f)	事業場数	1 2 年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	法・瀬戸内海法間の移行 (d)	規模未達変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年度未施設数 (a+b+c+d-e-f)	
北海道	24	47				2	45		9	16					15	
青森県	23	35	5				40	14	29						29	
岩手県	7	8		1		1	8	1	1						1	
宮城県	8	14					14									
秋田県	4	4		2		1	5	2	4		1			2	3	
山形県	27	29	2			3	28	9	9						9	
福島県	24	47		2		3	46	18	27	1				1	27	
茨城県	54	84	5	2		8	83	15	15					1	14	
栃木県	11	17	2			2	17	4	8	1					9	
群馬県	8	15	1			1	15	9	8		1				9	
埼玉県	116	181	8	8		14	183	33	81		6			8	79	
千葉県	54	105	8	3		4	112	19	44	3				1	46	
東京都	47	156	4			4	156	18	61	4	1			5	61	
神奈川県	27	67	2	1		6	64	7	28					1	27	
新潟県	35	41	5	5		4	47	18	25						25	
富山県	18	42	1			4	39	4	7						7	
石川県	8	10				1	9	9	10						10	
福井県	22	44				3	41	5	11						11	
山梨県	24	30	2			2	30	4	6					1	5	
長野県	39	87	4			2	89		25	4					29	
岐阜県	47	55	5			1	59									
静岡県	62	88	1	9		3	95	6	15	2				2	15	
愛知県	62	96	1	4		7	94	18	27		2			2	27	
三重県	24	42				2	40	4	5						5	
滋賀県	11	19				2	17	2	2						2	
京都府	8	16	1			4	13	8	10	2				1	11	
大阪府	68	175	3	1		9	170		24						24	
兵庫県	60	99	4	5		5	103	30	49	1					50	
奈良県	33	42				4	38	6	9		1			2	8	
和歌山県	21	24	1		1	1	23	15	14	2	2				18	
鳥取県	11	16				2	14	10	10	2					12	
島根県	22	25	1			3	23	1	5						5	
岡山県	30	56	2			2	56	13	18	2	1				21	
広島県	20	21	4			2	23	7	12	1					13	
山口県	30	61	9			5	65		4					1	3	
徳島県	23	34	1				35	7	6	2	1				9	
香川県	10	9		1			10	11	16	4					20	
愛媛県	13	19				3	16	3	2	1					3	
高知県	20	26				1	25		1					1		
福岡県	33	50	4			1	53	16	29	5	2			1	35	
佐賀県	9	14				1	13	5	6						6	
長崎県	25	28		2			30	3	3	1					4	
熊本県	7	11				1	10	7	8						8	
大分県	4	4					4									
宮崎県	5	6					6									
鹿児島県	2	2					2									
沖縄県	40	42	10				52	2	13	3					16	
札幌市																
仙台市	9	12	1			2	11	4	3	1					4	
千葉市	9	23					23	2	16	1					17	
横浜市	11	40			4	6	30	5	29				1	1	27	
川崎市	22	38	3	1		2	40	4	5						5	
名古屋市	8	27				1	26	1	7					1	6	
京都市	5	17				2	15	4	6					1	5	
大阪市	9	32	5			2	35		15					1	14	
神戸市	11	22				3	19	2	7						7	
広島市	25	51	3			3	51	1	11						11	
北九州市	15	26	2	15		4	39	3	7						7	
福岡市	7	17	3				20		5	1					6	
旭川市																
秋田市	4	8	1				9									
郡山市	3	4				1	3	2	2						2	
いわき市	7	18	2	1		1	20									
宇都宮市	5	13				1	12		4						4	
横須賀市	4	12					12		4						4	
新潟市	7	14				2	12		1						1	
富山市	3	8				1	7	2	2	1	1			2	2	
金沢市	3	7		2		2	7	1	1						1	
長野市	13	19					19	1	1						1	
岐阜市	3	6					6									
静岡市	8	11		1			12	2	2						2	
浜松市	3	7				1	6		1						1	
豊橋市	3	6				1	5	3	7						7	
豊田市	3	4				1	3	3	4					1	3	
堺市	10	12					12	2	7						7	
姫路市	8	17					17	2	9						9	
和歌山市	6	8					8		2						2	
岡山市	5	6				1	5	5	7					1	6	
福山市	9	14					14		1						1	
高松市	4	4					4									
松山市	4	7					7									
高知市	7	10		2		2	10	1	3						3	
長崎市	4	6					6		2						2	
熊本市	2	4					4	2	2						2	
大分市	10	27	1			3	25		2						2	
宮崎市	1	1					1	1	1						1	
鹿児島市	1	1					1	1	2						2	
合計	1550	2702	117	68	0	5	166	2716	426	881	45	19	0	1	39	905

1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 2 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 3 「法・瀬戸内海法間の移行」欄には、事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 (1 3 年度において該当する施設なし)
 4 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 6 (5) 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計									
	事業場数	1 2 年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	法・瀬戸内海法間の移行 (d)	廃止 (f)	1 3 年度未施設数 (a+b+c+d-f)	事業場数	1 2 年度未施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	法・瀬戸内海法間の移行 (d)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	1 3 年度未施設数 (a+b+c+d-e-f)	
北海道							45	82							4	78
青森県							38	72	5							77
岩手県		1					10	12		1					1	12
宮城県							11	17								17
秋田県		1				1	6	9			3				4	8
山形県	1	1					38	40	2						3	39
福島県							44	76	1	2					4	75
茨城県		1				1	77	120	5	2					10	117
栃木県							19	33	3						2	34
群馬県							22	30	1	1					1	31
埼玉県	1	6				6	163	282	8	14					22	282
千葉県	4	6				1	81	159	12	3					7	167
東京都							85	238	8	1					10	237
神奈川県							47	109	2	1					7	105
新潟県	4	47					58	115	5	5					4	121
富山県							34	66	2						4	64
石川県							17	20							1	19
福井県							30	64							3	61
山梨県							29	37	2						3	36
長野県							42	115	8						2	121
岐阜県							52	61	5						1	65
静岡県		1				1	82	133	4	11					5	143
愛知県	1	3				1	93	141	1	9					11	140
三重県	3	3					37	66							2	64
滋賀県							18	25	1						2	24
京都府							19	28	3	1					5	27
大阪府							87	218	3	1					9	213
兵庫県							104	167	5	5					5	172
奈良県							40	52		1					6	47
和歌山県	1	1				1	37	39	3	2			1		1	42
鳥取県							25	33	2						2	33
島根県		2				1	26	35	1						4	32
岡山県		1				1	47	82	4	1					2	85
広島県							31	42	5						2	45
山口県	1	6				1	38	86	9						7	88
徳島県							31	42	3	1						46
香川県							21	25	4	1						30
愛媛県	1	4					20	32	1						3	30
高知県							20	27							2	25
福岡県							50	80	9	14					3	100
佐賀県							14	20							1	19
長崎県	1			1		1	32	35	1	3						39
熊本県		1				1	16	22							2	20
大分県							4	4								4
宮崎県							7	13								13
鹿児島県							2	3								3
沖縄県	1	1				1	43	56	13							69
札幌市							6	6								6
仙台市							15	17	2						2	17
千葉市	1	1				1	15	45	1							46
横浜市	2	2				2	27	98					5		7	86
川崎市							31	48	32	1					2	79
名古屋市							19	46	1	3					3	47
京都市							13	30							3	27
大阪市							19	56	7						3	60
神戸市		1				(1)	18	36							4	32
広島市						(0)	31	67	5						3	69
北九州市							21	38	2	15					5	50
福岡市							10	25	4							29
旭川市							2	4								4
秋田市							8	12	1							13
郡山市	1	1				1	7	7	1						1	7
いわき市	1	1	1			1	10	20	3	3					2	24
宇都宮市	1	1				1	6	18							1	17
横須賀市							6	17	1							18
新潟市							9	19							2	17
富山市							8	12	2	1					3	12
金沢市							6	10		2					2	10
長野市							17	23								23
岐阜市							5	8								8
静岡市							13	15		3						18
浜松市							5	10							1	9
豊橋市							7	14							1	13
豊田市							6	8							2	6
堺市							15	22								22
姫路市							12	28								28
和歌山市	2	2				2	10	14								14
岡山市							11	14							2	12
福山市							10	16								16
高松市							5	6							1	5
松山市							4	7								7
高知市	1	1				1	10	15		2					2	15
長崎市							4	8								8
熊本市	1	1				1	8	9	1							10
大分市	1	2				2	11	31	1						3	29
宮崎市							2	3								3
鹿児島市							3	4								4
合 計	30	99	1	1	0	9	92	2337	4149	205	113	0	6	222	4239	

瀬戸内海法の許可を有する事業場であって、法に規定する水質基準対象施設の廃止により水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設のみとなったもの。〔神戸市〕

- 1 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
- 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 3 「法・瀬戸内海法間の移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。(13年度において該当する施設なし)
- 4 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設						小計	廃棄物焼却炉							合計		
	焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	溶解炉	乾燥炉	事業場数		4t/h以上	2t/h以上～4t/h未満	200kg/h以上～2t/h未満	100kg/h以上～200kg/h未満	50kg/h以上～100kg/h未満	50kg/h未満(0.5㎡以上)	小計	事業場数	施設数	
	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数			施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数				施設数
北海道																	
青森県																	
岩手県																	
宮城県																	
秋田県																	
山形県							1				1			1	1	1	
福島県							2(1)			2(1)				2(1)	2(1)	2(1)	
茨城県																	
栃木県							1	2						2	1	2	
群馬県																	
埼玉県																	
千葉県																	
東京都																	
神奈川県																	
新潟県																	
富山県																	
石川県							1				1			1	1	1	
福井県							2(2)			2(2)	1(1)	2(2)		5(5)	2(2)	5(5)	
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県																	
三重県																	
滋賀県																	
京都府																	
大阪府																	
兵庫県																	
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県																	
岡山県							1	1						1	1	1	
広島県																	
山口県																	
徳島県							2			1	1			2	2	2	
香川県																	
愛媛県	1	2				1	3	2			2			2	3	5	
高知県																	
福岡県							1			2				2	1	2	
佐賀県							1			1				1	1	1	
長崎県							3(1)	1		1	1(1)			3(1)	3(1)	3(1)	
熊本県																	
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県							1			1				1	1	1	
沖縄県																	
札幌市																	
仙台市																	
千葉市							1(1)			1(1)				1(1)	1(1)	1(1)	
横浜市							1			1				1	1	1	
川崎市							1			1				1	1	1	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
神戸市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
旭川市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市																	
宇都宮市																	
横須賀市							1			1				1	1	1	
新潟市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
静岡市																	
浜松市																	
豊橋市																	
豊田市																	
堺市																	
姫路市																	
和歌山市																	
岡山市																	
福山市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	1	2	0	0	0	1	3	22(5)	4	0	14(4)	7(2)	2(2)	0	27(8)	23(5)	30(8)

1 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲したが、それぞれの規定により措置された施設の種類の、いずれも廃棄物焼却炉であった。

表 - 8 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						合 計	
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設		灰の貯留施設		小計			
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県	2(1)	3(1)			2(1)	3(1)	2(1)	3(1)
茨城県								
栃木県	1	1			1	1	1	1
群馬県								
埼玉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県	2	2			2	2	2	2
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								
札幌市								
仙台市								
千葉市								
横浜市	1(1)	3(3)			1(1)	3(3)	1(1)	3(3)
川崎市	1	3			1	3	1	3
名古屋市								
京都市								
大阪市								
神戸市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
旭川市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
横須賀市	1	2			1	2	1	2
新潟市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
静岡市								
浜松市								
豊橋市								
豊田市								
堺市								
姫路市								
和歌山市								
岡山市								
福山市								
高松市								
松山市								
高知市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合 計	8(2)	14(4)	0	0	8(2)	14(4)	8(2)	14(4)

電気工作物である特定施設を設置する事業場に、法に基づく届出施設である「水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設」も設置されているが、当該事業場をより代表する施設は前者の電気工作物である。[横浜市]

1 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲したが、福島県の1事業場については、いずれも廃ガス洗浄施設であった。(横浜市の1事業所については別記のとおり)

表 - 9 法第35条第2項に基づく通知の状況（全国）

（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	25	4

表 - 10 その他の届出等の状況（全国）

（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 ^{注1)}	808	131
法第18条に基づく届出件数 ^{注2)}	1,259	317
瀬戸内海法第8条第1項（第4項）に基づく許可（届出）件数 ^{注3)}	-	13
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 ^{注4)}	-	34

注1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数

注2) 使用廃止以外の変更届出の件数

注3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数

注4) 使用廃止以外の変更届出の件数

表 - 1 1

法第35条第2項に基づく通知の状況（都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設	水質基準適用施設
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県	1	1
茨城県		
栃木県	2	1
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京都		
神奈川県		
新潟県	18	
富山県		
石川県		
福井県	2	2
山梨県		
長野県		
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府		
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県	1	
熊本県		
大分県	1	
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
札幌市		
仙台市		
千葉市		
横浜市		
川崎市		
名古屋市		
京都市		
大阪市		
神戸市		
広島市		
北九州市		
福岡市		
旭川市		
秋田市		
郡山市		
いわき市		
宇都宮市		
横須賀市		
新潟市		
富山市		
金沢市		
長野市		
岐阜市		
静岡市		
浜松市		
豊橋市		
豊田市		
堺市		
姫路市		
和歌山市		
岡山市		
福山市		
高松市		
松山市		
高知市		
長崎市		
熊本市		
大分市		
宮崎市		
鹿児島市		
合計	25	4

表 - 1 2 その他の届出等の状況

（法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他	18条変更	14条変更 その他	18条変更	8条変更 その他	9条変更
北海道	16	21	2	6	-	-
青森県	11	24	3	2	-	-
岩手県	3	8			-	-
宮城県		12	1		-	-
秋田県	9	1	2	1	-	-
山形県	5	9	2	1	-	-
福島県	12	21	2	4	-	-
茨城県	35	43	2	7	-	-
栃木県	23	16	6	4	-	-
群馬県	17	15	2		-	-
埼玉県	46	45	8	9	-	-
千葉県	32	56	6	3	-	-
東京都	30	126	12	65	-	-
神奈川県	12	23	5	7	-	-
新潟県	19	27	1	8	-	-
富山県	9	41	5	14	-	-
石川県	5	19		1	-	-
福井県	5	11	1		-	-
山梨県	8	15	1	2	-	-
長野県	26	14	2	7	-	-
岐阜県	9	23		3	-	-
静岡県	46	125	11	42	-	-
愛知県	48	29	6	12	-	-
三重県	25	22	3	3	-	-
滋賀県	16	19	1	2	-	-
京都府	8	14	2	2		1
大阪府	30	12	3	1		
兵庫県	18	39	5	3		4
奈良県	4		2	3		
和歌山県	3	1				
鳥取県	7	13			-	-
島根県	8				-	-
岡山県	23	16	5	1		3
広島県	24	24	2	3		
山口県	18	15			1	5
徳島県	20	12			1	2
香川県	7	31				
愛媛県	15	13				2
高知県	7	7			-	-
福岡県	8	24	2	4		
佐賀県	17	18	1	3	-	-
長崎県	7	1		2	-	-
熊本県					-	-
大分県	7				-	-
宮崎県			2	1	-	-
鹿児島県					-	-
沖縄県	2	8			-	-
札幌市	3	10	2		-	-
仙台市	2	12			-	-
千葉市	3	13			-	-
横浜市	9	11	1	1	-	-
川崎市	4	13		5	-	-
名古屋市	2	6			-	-
京都市	10	13		2		
大阪市	8	44	3	50		3
神戸市	3	11		7		
広島市	3	7		5		
北九州市	11	1	4		10	6
福岡市		2			-	-
旭川市		6			-	-
秋田市	1	3	1	2	-	-
郡山市					-	-
いわき市	2	2		1	-	-
宇都宮市		2			-	-
横須賀市	1	4			-	-
新潟市	1				-	-
富山市		5	2	1	-	-
金沢市	2	1	1		-	-
長野市	1	3	1		-	-
岐阜市	2	4		4	-	-
静岡市	2				-	-
浜松市		2	2	1	-	-
豊橋市	6				-	-
豊田市	4	19	1	3	-	-
堺市	3	2			-	-
姫路市		1	1		-	-
和歌山市	5	1	1			1
岡山市	8	14	1			1
福山市	2					
高松市	3	6		1		
松山市	2	12				
高知市	3	3		2	-	-
長崎市	2	1	2		-	-
熊本市		3			-	-
大分市		6		3		6
宮崎市					-	-
鹿児島市		3			-	-
合計	808	1259	131	317	13	34

1 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

2 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

3 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数を計上した。

表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

		大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数		1,200	81
法第34条第1項に基づく立入検査件数		14,367	2,189
排出基準適合状況を確認するための測定件数	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定	954	290
	上記以外の測定	92	34

表 - 2 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

		大気関係	水質関係
法第15条に基づく計画変更命令件数		0	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数		0	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数		10	3
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数		2	1
法第23条第3項に基づく措置命令件数		0	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数		-	0
口頭指導件数 ^{注)}		6,681	403
文書指導件数 ^{注)}		7,949	165
罰則適用件数		0	0

注) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数

表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）^{注1）注2）}

（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

		大気関係	水質関係
基準超過件数		89 ^{注3)}	7 ^{注4)}
基準超過判明の端緒		行政30、自主59	行政5、自主2
注5) 措置状況	口頭指導件数	51	3
	基準超過判明の端緒	行政7、自主30	自主2
	文書指導件数	32	4
	基準超過判明の端緒	行政10、自主18	行政2
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	10	3
	基準超過判明の端緒	行政8、自主2	行政3
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	2	1
基準超過判明の端緒			
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	5	5	
基準超過判明の端緒	自主1		
その他	13 ^{注6)}	0	
基準超過判明の端緒	行政5、自主8		
措置後の対応状況	基準達成（うち、基準達成後廃止）	21	2（1）
	対策実施中	19	2
	廃止等 ^{注7)}	22 ^{注7)}	2
	未対応	27	1

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による自主測定において排出基準超過が判明した施設・事業場に対する平成13年度における措置及び対応の状況をまとめた。同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、測定日が平成12年度中であって措置が平成13年度に講じられたものを含み、継続案件であっても平成14年度に入り執られた措置は含まない。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「自主」は設置者による自主測定であることを示す。基準超過1件に対し、複数の措置が執られている場合があるため、平成13年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する措置区分の欄に計上した。

注3) 廃棄物焼却炉87、アルミニウム合金製造施設（溶解炉）2

注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設5、灰の貯留施設1、その他1

注5) 表 - 1及び表 - 2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) うち、9件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

注7) 規制対象規模未滿への構造変更を含む。

表 - 4 (1) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県・政令市別)

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	大気排出基準適合状況を確認するための測定件数	
			法34条第1項の立入検査に伴う測定	上記以外の測定
北海道	18	279	20	4
青森県		77	39	
岩手県	26	73		
宮城県				19
秋田県		222	23	
山形県	31	208	28	3
福島県		23	10	
茨城県		306	52	
栃木県	1	150	32	
群馬県				10
埼玉県		1214	39	
千葉県		217	33	
東京都		904	39	
神奈川県		279	20	
新潟県		105	6	17
富山県		46	7	
石川県	286	154	9	
福井県	1	546	10	
山梨県	1	128	2	
長野県	2	1054	6	
岐阜県	128	9	9	
静岡県		229	11	
愛知県		1745	11	
三重県	2	132	94	
滋賀県	2	22	5	6
京都府		117	10	
大阪府		823	10	
兵庫県		157	16	
奈良県	105	62		
和歌山県				
鳥取県	6	171	21	3
島根県		54	15	
岡山県	21	197		
広島県	10	574	18	
山口県	44	93	7	1
徳島県		190	20	
香川県		142	30	
愛媛県		215	5	
高知県		3	3	
福岡県	136	949		
佐賀県		354		
長崎県	14	183	22	
熊本県	21	109	10	15
大分県	163	257	7	
宮崎県		1	1	
鹿児島県		22	10	
沖縄県				
札幌市		4		
仙台市		49	19	
千葉市		10	10	
横浜市		31	34	
川崎市				
名古屋市		269	30	
京都市		10	10	
大阪市		146		
神戸市	2	215	3	
広島市	40	48	10	
北九州市		127	8	
福岡市		34	5	
旭川市		2	2	
秋田市		11	6	
郡山市		2	2	
いわき市			2	
宇都宮市		17	17	
横須賀市		17	8	
新潟市		4		
富山市		23	1	
金沢市	61	66	6	14
長野市		70	5	
岐阜市	11	56		
静岡市				
浜松市	32	21	4	
豊橋市		87	6	
豊田市				
堺市		12	12	
姫路市				
和歌山市		8	8	
岡山市	16	46		
福山市		19	9	
高松市		58	4	
松山市				
高知市				
長崎市		23	3	
熊本市		22		
大分市		29		
宮崎市		16	2	
鹿児島市	20	20	18	
合計	1200	14367	954	92

表 - 4 (2) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県・政令市別)

	法第15条に 基づく計画変 更命令件数	法第15条に 基づく計画廃 止命令件数	法第16条に 基づく計画変 更命令件数	法第16条に 基づく計画廃 止命令件数	法第22条第 1項に基づく 改善命令件数	法第22条第 1項に基づく 一時停止命令 件数	法第23条第 3項に基づく 措置命令件数	法に基づかな い指導等件数 (口頭指導)	法に基づかな い指導等件数 (文書指導)	罰則適用 件数
北海道								53	14	
青森県								46	34	
岩手県								21	47	
宮城県								7	7	
秋田県								128	111	
山形県								137	144	
福島県					2			11	133	
茨城県								127	106	
栃木県								57	43	
群馬県								137	22	
埼玉県					2			649	267	
千葉県					2				250	
東京都								8	679	
神奈川県								92	41	
新潟県								39	272	
富山県								39	66	
石川県								450	2	
福井県								101	45	
山梨県								43	4	
長野県					1	1		126	21	
岐阜県								203	70	
静岡県								229	238	
愛知県								156	383	
三重県					2			42	5	
滋賀県								37	70	
京都府								112	8	
大阪府								823	273	
兵庫県								1	339	
奈良県								43	105	
和歌山県								109	28	
鳥取県								90	35	
島根県								5	10	
岡山県								110	75	
広島県					1	1		41	61	
山口県								49	53	
徳島県									719	
香川県									191	
愛媛県								438	391	
高知県								8	136	
福岡県								621	1498	
佐賀県								36	1	
長崎県								78	22	
熊本県								60	41	
大分県								181	97	
宮崎県									110	
鹿児島県									80	
沖縄県									1	
札幌市								21	1	
仙台市								3	11	
千葉市								3	34	
横浜市								27		
川崎市								9	4	
名古屋市								269	20	
京都市								86	40	
大阪市								7	3	
神戸市								14	11	
広島市								25	74	
北九州市								2	7	
福岡市								25		
旭川市								2		
秋田市										
郡山市								5		
いわき市								40	15	
宇都宮市								9		
横須賀市								6		
新潟市								24	50	
富山市								4	3	
金沢市										
長野市								12	2	
岐阜市								56	48	
静岡市								27	30	
浜松市									27	
豊橋市								57	23	
豊田市									5	
堺市								2	1	
姫路市								18	18	
和歌山市								10	68	
岡山市								46	16	
福山市								40	40	
高松市								30	19	
松山市								7		
高知市								12	27	
長崎市								2		
熊本市								10	2	
大分市								23	1	
宮崎市								1	1	
鹿児島市								4	1	
合計	0	0	0	0	10	2	0	6681	7949	0

表 - 5 (1) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県・政令市別)

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	水質排出基準適合状況を確認 するための測定件数 (水質基準提要 事業場)	
			法34条第1項の立 入検査に伴う測定	上記以外の測定
北海道		33		
青森県		10		
岩手県		5		
宮城県				3
秋田県		15	2	
山形県	6	15	6	1
福島県		8	8	
茨城県		39	7	
栃木県		9	4	
群馬県				9
埼玉県	4	157	10	5
千葉県	17	49	35	2
東京都	17	135	21	
神奈川県		45	2	
新潟県		29	8	
富山県		12	7	
石川県	6	20	1	
福井県		114	5	
山梨県		42		
長野県		324		
岐阜県		5	5	
静岡県		45	5	1
愛知県		184	9	
三重県	1	16	12	
滋賀県				
京都府		12	5	
大阪府		80	2	
兵庫県		49	5	
奈良県		3		
和歌山県	1	1	3	
鳥取県				
島根県		9	3	
岡山県		26		
広島県		77	1	
山口県		12	2	
徳島県	11	16	5	
香川県				
愛媛県		12	5	
高知県				
福岡県	5	86		
佐賀県		22		
長崎県		28	3	
熊本県	2	10		1
大分県		4		
宮崎県		2	2	
鹿児島県		2	2	
沖縄県				
札幌市		3	5	
仙台市		15		
千葉市			6	
横浜市	1	29	25	
川崎市		4	4	
名古屋市		39	5	
京都市				
大阪市		33		
神戸市	1	119	1	
広島市		26		
北九州市	2	84	13	
福岡市				
旭川市		2	2	
秋田市		3	2	
郡山市		1	1	
いわき市			1	
宇都宮市		1	1	
横須賀市		1	1	
新潟市			5	1
富山市		6	2	
金沢市	6	5		
長野市		20		
岐阜市		3		
静岡市				
浜松市		4	4	
豊橋市				
豊田市				
堺市		8	8	
姫路市				
和歌山市			5	
岡山市				
福山市		3	3	
高松市		2		
松山市				
高知市				
長崎市		2		
熊本市				
大分市		10	9	10
宮崎市		3	1	
鹿児島市	1	1	1	1
合 計	81	2189	290	34

表 - 5 (2) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県・政令市別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	法に基づかない指導等件数 (口頭指導)	法に基づかない指導等件数 (文書指導)	罰則適用件数
北海道							2	1	
青森県								1	
岩手県									
宮城県									
秋田県			1	1			2	1	
山形県							14	7	
福島県			1					1	
茨城県							9	2	
栃木県									
群馬県							4		
埼玉県							59	5	
千葉県			1				1	1	
東京都							1		
神奈川県							5		
新潟県							3	3	
富山県							5	3	
石川県							25		
福井県							1	1	
山梨県							12		
長野県							3	2	
岐阜県							9		
静岡県							45	3	
愛知県								42	
三重県							1		
滋賀県							1	3	
京都府							9		
大阪府							1		
兵庫県							1	27	
奈良県							3		
和歌山県							1	3	
鳥取県							54		
島根県							4		
岡山県							1		
広島県							4		
山口県									
徳島県								16	
香川県							16		
愛媛県							13	13	
高知県							1		
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県							2	5	
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									
札幌市									
仙台市									
千葉市									
横浜市							2	3	
川崎市									
名古屋市							39		
京都市							11		
大阪市							9		
神戸市							16	1	
広島市									
北九州市							3	2	
福岡市									
旭川市							1		
秋田市									
郡山市							1		
いわき市									
宇都宮市									
横須賀市									
新潟市							1	7	
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市							3	3	
静岡市									
浜松市									
豊橋市									
豊田市									1
堺市									
姫路市									
和歌山市									7
岡山市									
福山市							1		
高松市									
松山市							1		
高知市									
長崎市									
熊本市							3	1	
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
合計	0	0	3	1	0	0	403	165	0

表 - 1 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況（全国）^{注1）}

（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注2）}		報告対象 施設数 a+b+c+d
				休 止 c	未測定 d	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉	27	-	-	4	0	31
製鋼用電気炉	94	-	-	11	14	119
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉）	18	-	-	0	0	18
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	659	-	-	53	73	785
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	835	34	2	65	1,036
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,308	66	7	85	1,638
	2 t/h未満 ^{注3）}	9,594	699	76	1,105	15,837
	小計	11,737	799	85	1,255	18,511
合計	12,535	799	85	1,323	5,521	19,464

注1）平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、自主測定は行っているが報告のないものを含む。

注3）焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況（全国）^{注1）注2）注3）}

（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注4）}		報告対象 事業場数 a+b+c
		休 止 b	未測定 c	
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	31	0	4	35
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6	0	0	6
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロハキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
加圧ベンゼン又はジ加圧ベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	21	0	1	22
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの ^{注1）}	463	36	99	598
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	1	0	2
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	199	4	29	232
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	24	0	4	28
合計	748	41	137	926

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、自主測定は行っているが報告のないものを含む。

表 - 3 (1) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				垂鉛回収施設									
	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告対象 施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告対象 施設数 (a+c+d)	倍焼炉			焼結炉					
									報告施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告対象 施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告対象 施設数 (a+c+d)	
北海道	1			1	2		1	3									
青森県					1			1									
岩手県																	
宮城県					1			1									
秋田県																	
山形県																	
福島県									2				2				
茨城県	2			2	4		1	5	1				1				
栃木県					2	1		3									
群馬県							1	1									
埼玉県					5			5									
千葉県	3			3	1		1	2									
東京都					3		1	4									
神奈川県					1			1									
新潟県					1		3	4									
富山県					1			1									
石川県																	
福井県																	
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県	3			3	9	4		13	1				1				
三重県																	
滋賀県																	
京都府																	
大阪府					4	1	1	6									
兵庫県	1			1	3			3									
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県					6			6									
岡山県	4			4	6			6									
広島県	2			2													
山口県					7	3		10									
徳島県																	
香川県																	
愛媛県									2				2				
高知県																	
福岡県																	
佐賀県					1			1									
長崎県																	
熊本県					1			1									
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県																	
沖縄県					1			1									
札幌市					1			1									
仙台市					2	1		3									
千葉市	1	1		2													
横浜市																	
川崎市	1			1	1			1									
名古屋市							1	1									
京都市	1			1	12		1	13									
大阪市																	
神戸市																	
広島市																	
北九州市	2	1		3	3			3									
福岡市																	
旭川市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市									1				1	1			1
宇都宮市					1			1									
横須賀市																	
新潟市																	
富山市					1	1		2									
金沢市																	
長野市																	
岐阜市					2			2									
静岡市																	
浜松市																	
豊橋市					1			1									
豊田市																	
堺市					3		2	5									
姫路市					5			5	1				1				
和歌山市	2			2	1		1	2	1				1				
岡山市																	
福山市	2	2		4													
高松市					1			1									
松山市																	
高知市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市	2			2													
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	27	4	0	31	94	11	14	119	9	0	0	9	1	0	0	0	1

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 3 (2) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	亜鉛回収施設												
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 対象施設数 (a+c+d)	
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県										2			2
茨城県										1			1
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県					1			1				2	2
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県	1			1				1				2	2
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県								1				1	3
高知県													
福岡県	1			1				1				2	2
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													
札幌市													
仙台市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
神戸市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
旭川市													
秋田市													
郡山市													
いわき市					2			2				4	4
宇都宮市													
横須賀市													
新潟市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
静岡市													
浜松市													
豊橋市													
豊田市													
堺市													
姫路市										1			1
和歌山市										1			1
岡山市													
福山市													
高松市													
松山市													
高知市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合計	2	0	0	2	3	0	0	3	3	0	0	3	18

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 3 (3) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設															
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計						
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)			
北海道				3		2	5						3		2	5
青森県				1			1						1			1
岩手県																
宮城県				1	1		2						1	1		2
秋田県																
山形県				4	1		5						4	1		5
福島県	1			1	22	2	3	27	2			2	25	2	3	30
茨城県	2			2	30		2	32	1			1	33		2	35
栃木県					56	3	6	65	1	1		2	57	4	6	67
群馬県	1			1	2		3	5					3		3	6
埼玉県				25	2	3	30	3		1		4	28	2	4	34
千葉県				13			13	2	1			3	15	1		16
東京都																
神奈川県																
新潟県				5		7	12						5		7	12
富山県				44	3		47						44	3		47
石川県				1			1						1			1
福井県				14	1		15	1			1	1	15	1		16
山梨県						4	4			1		1			5	5
長野県				14			14	3		1		4	17		1	18
岐阜県				4			4						4			4
静岡県	2		2	4	56	8	17	81	6			6	64	8	19	91
愛知県	4			4	91	11	1	103	12	2		14	107	13	1	121
三重県	1			1	26		2	28	2			2	29		2	31
滋賀県				11			11	1				1	12			12
京都府																
大阪府				14	4	3	21	3	1	2		6	17	5	5	27
兵庫県	2			2	21		4	25					23		4	27
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県	1			1	13	1		14					14	1		15
広島県					3			3					3			3
山口県				13	4		17						13	4		17
徳島県																
香川県				1			1						1			1
愛媛県																
高知県																
福岡県				12	3	3	18	1			1	1	13	3	3	19
佐賀県				2			2						2			2
長崎県				1			1						1			1
熊本県				10			10	1			1	1	11			11
大分県																
宮崎県				1			1						1			1
鹿児島県				1			1						1			1
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
千葉市																
横浜市				2			2	1			1	1	3			3
川崎市				4			4						4			4
名古屋市				14	2	2	18						14	2	2	18
京都市				6	1	1	8	1			1	1	7	1	1	9
大阪市				2			2						2			2
神戸市																
広島市				1			1	1			1	1	2			2
北九州市				3		1	4						3		1	4
福岡市																
旭川市																
秋田市						1	1							1	1	1
郡山市																
いわき市				1			1						1			1
宇都宮市																
横須賀市																
新潟市																
富山市				1			1						1			1
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市				6			6						6			6
豊橋市				5			5						5			5
豊田市				29	1		30	5			5	5	34	1		35
堺市				2		1	3						2		1	3
姫路市																
和歌山市																
岡山市																
福山市																
高松市				1			1						1			1
松山市				2			2						2			2
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市				2			2						2			2
宮崎市																
鹿児島市				2			2						2			2
合計	14	0	2	16	598	48	66	712	47	5	5	57	659	53	73	785

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 3 (4) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満					200kg/h以上～2t/h未満							
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじんのみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじんのみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじんのみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)			
北海道	12	1		3	16	43	1	1		2	46	231	9	4	19	254		
青森県	13			1	14	27			1	3	31	66	2	1	4	79		
岩手県	5				5	24		1		1	26	53	2	1	3	61		
宮城県	5				5	38			1	39	55	2	1	4	61			
秋田県	4				4	17	1		1	20	65	6		2	16	83		
山形県	7				9	16	1	1		1	18	56	2		4	69		
福島県	3				3	26	1		1	8	35	47	5		6	78		
茨城県	19				4	23	56	1		5	3	64	123	6		146		
栃木県	10	2		3	3	16	21			3	10	34	59	4	14	94		
群馬県	4			1	13	18	9	1		1	19	29	28	2	2	56	89	
埼玉県	40			4	12	56	96	1	1	4	5	106	168	7		34	206	
千葉県	35	3		5	10	50	49	2		2	27	78	67	9	1	9	115	
東京都	91			16	13	120	24			4	10	38	45		12	21	78	
神奈川県	20	4	1		11	32	19			2	10	31	38	5	1	5	94	
新潟県	7	2			2	9	49	5	2		17	68	93	25	1	7	131	
富山県	4				4	20				1	21	35		1	1	3	40	
石川県						19	2			2	21	41	5	1	2	3	47	
福井県	5			1		6	17	1		1	18	36	3		6	10	52	
山梨県	3				3	23				23	36			4	3	43		
長野県	8				8	36			1	37	100	2		10	9	119		
岐阜県	3				3	25	1			7	32	69	5		3	29	101	
静岡県	19	1	1	3	9	32	50	4		9	59	117	7	8	6	48	179	
愛知県	47			4		51	55			7	62	157	2		12	6	175	
三重県	11				6	17	23	4		4	10	37	60	5	5	25	90	
滋賀県	3				3	32	1			1	33	53	4		2	20	75	
京都府	3				3	12				8	20	29			6	14	49	
大阪府	42			1	3	46	36			5	2	43	58	2	8	17	85	
兵庫県	25			6	4	35	44	5		2	7	53	84	6	14	31	129	
奈良県	7	2			1	8	19	1		1	6	26	40	17	1	1	58	
和歌山県						14				14	45		2	1	4	52		
鳥取県	7	1			7	4	1			4	42	14				42		
島根県	6	1			6	7				7	64	27			4	68		
岡山県	14				14	23	1	1		24	87	3	1	8	7	103		
広島県	8				8	24	6		1	25	96	21		4	3	103		
山口県	13				13	29				29	95	3		8	14	117		
徳島県	1	1		2	3	14	2		4	6	24	62	15	4	11	77		
香川県	3			1	4	8			2	1	11	44		10	12	66		
愛媛県	8	2			8	15			5	5	25	85	3		7	98		
高知県					15				4	1	20	44	1		6	9	59	
福岡県	14	5		1	15	39	9			11	50	60	7		59	119		
佐賀県	2			1	3	20				20	56			1	3	60		
長崎県	5			1	6	18			2	20	93	2		7	100			
熊本県	4				4	11	3			7	18	38	4	3	11	52		
大分県	4				4	13	4		3	2	18	23	12		17	40		
宮崎県	10				10	13				13	53			2	2	57		
鹿児島県					21	5			3	6	30	55	2		10	9	74	
沖縄県					2	2				14	16	3			22	25		
札幌市	9			3	1	13	5			2	1	8	5		3	8		
仙台市	9				9	4			1	2	7	17		3	1	21		
千葉市	11				11	4				4	7	1		2		9		
横浜市	25			1	1	27	4		3	1	8	14		6	7	27		
川崎市	16				2	18	6			6	15			1	4	20		
名古屋市	19			1		20	1			1	11			1	2	14		
京都市	19				4	23	1			1	23	2		4	4	31		
大阪市	22				6	28	5			5	12	1		1	5	18		
神戸市	3				15	18	2			2	6			5		11		
広島市	6				6	3			1	4	37			2	4	43		
北九州市	14			1		15	7			1	8	19			2	21		
福岡市	9			1		10	3			3	9			1		10		
旭川市	2				2	1				2	3	1				1		
秋田市						3				3	15	1			1	16		
郡山市	5				5	1			1	2	3				1	4		
いわき市	12	2			12	5				5	9	2			5	14		
宇都宮市	5				5	2		2		2	1	5	8		2	10		
横須賀市	5				5	2				2	3			1		4		
新潟市	2				3	5			1	1	7			3		10		
富山市	1				1					5	1				1	6		
金沢市	5				5	2				2	8					8		
長野市	3				3					14					1	15		
岐阜市	4			1		5	6			6	6			1	7	12		
静岡市	6				1	7				4				2	6	12		
浜松市	3			1		4	5			1	6	5	1	4	3	12		
豊橋市	4				4	2				2	9			3		12		
豊田市	7			1		8	3		1	4	6			1	1	8		
堺市	9				1	10	1			1	6				3	9		
姫路市	6				6	4			1	4	9	10			1	11		
和歌山市	4				2	6	3			3	8	1		5	7	20		
岡山市	7	7		1		8			1	1	30	18			9	39		
福山市	3				3	4				4	8			2	1	11		
高松市	2				2					6						6		
松山市	5				5	1				1	14			1	1	15		
高知市	3				3	1				1	9	1		1	6	16		
長崎市	2				2	4				2	1				1	3		
熊本市	4				4				1	1	7	4			4	11		
大分市	3				3	1			1	2	7	3		3	7	17		
宮崎市	2				2	1				1	4					4		
鹿児島市	5				5					10						10		
合計	835	34	2	65	134	1036	1308	66	7	85	238	1638	3553	293	24	297	862	4736

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 3 (5) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																			
	100kg/h以上～200kg/h未満						50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満(0.5㎡以上)							
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)		
北海道	80	2		5	5	14	104	42	2		1	2	7	52	14	1	3	2	7	26
青森県	48	5		1	5	9	63	14	2			5	3	22	15	5		2		17
岩手県	77	5			1	14	92	48				1	10	59	8			1	2	11
宮城県	50	1			6	14	70	13				3	16	13	1				1	14
秋田県	21				2	18	41	8				1	5	14	4				4	8
山形県	81	5		5	1	13	100	26			1	2	7	34	8			2	2	12
福島県	33	1			2	37	72	26	1				30	56	16			5	19	40
茨城県	149	3			10	87	246	54	4			3	34	91	21				13	34
栃木県	83	6			20	70	173	24	3			9	42	75	10	1		9	14	33
群馬県	39				3	69	111	30				2	35	67	9		1		22	32
埼玉県	204	4		1	7	243	455	81	1			2	119	202	12			3	100	115
千葉県	84	9			11	123	218	33	4			14	45	92	15			1	15	31
東京都	71	1			11	83	165	46				12	78	136	18			9	52	79
神奈川県	56	3		1	3	54	114	38			3	3	48	92	15	1		2	16	33
新潟県	70	10			2	61	133	37			4	1	55	93	10	2	1		21	32
富山県	63			1	7	17	88	36				2	11	49	10			2	11	23
石川県	65	1		1	1	35	102	19				2	19	40	5				6	11
福井県	58	3		2	24	21	105	26				7	17	50	11			11	12	34
山梨県	38				7	10	55	13				2	10	25	6					6
長野県	101	1			6	31	138	49	3			3	19	71	20				11	31
岐阜県	116	4			11	83	210	52	3			4	40	96	27	1		5	27	54
静岡県	146	10		9	17	99	271	66	4	5		6	52	129	27	1	1	5	25	58
愛知県	191	4			11	13	215	97	2			1	7	105	50	4		8	5	63
三重県	53	2			6	48	107	20				19	39	18				2	5	25
滋賀県	63	6			69	132	31	2			1	37	69	27	2			28	55	
京都府	31				10	41	18					5	23	3					1	4
大阪府	31	1		1	5	36	73	30				2	13	45	26				5	31
兵庫県	92	12			27	77	196	42	2	2		11	28	83	23			7	12	42
奈良県	37	8			11	37	85	13	1			10	21	44	2			3	9	14
和歌山県	41				20	14	75	16				25	23	64	10			15	13	38
鳥取県	51	28				51	18	16				1	19	6	6					6
島根県	45	41			1	20	66	5	1			13	18	4	3				23	27
岡山県	83	3		1	7	16	107	27				1	14	42	25			2	4	31
広島県	118	5			3	6	127	36	5			2	1	39	30	8			2	32
山口県	81				4	23	108	43				5	11	59	16			2	13	31
徳島県	45	7			8	34	87	36	3			6	10	52	14			6	9	29
香川県	40	1			2	19	61	33	1			1	7	41	17			2	6	25
愛媛県	67	2			17	33	117	24				11	25	60	9			4	5	18
高知県	32			1	7	16	56	19	2			2	9	30	5			1	13	19
福岡県	75	5			1	130	206	29	3			112	141	10		1			57	68
佐賀県	56				4	23	83	14				2	8	24	7				2	9
長崎県	32	2			5	37	22					1	23	12				1	13	
熊本県	37	3			1	29	67	13	3			1	17	31	8	1		1	19	28
大分県	32	8			27	59	15	6				1	14	30	8	2			12	20
宮崎県	40				1	6	47	8						8						
鹿児島県	45	10			4	18	67	23	4			2	5	30						
沖縄県	1				2	8	11	1				1	5	6	1			8	6	15
札幌市	6				2	8	9					1	3	13	3					3
仙台市	21	1			2	3	26	5				3	8	4	1				1	5
千葉市	10				7	17	15	2				1	16	5						5
横浜市	19	1			13	50	82	18	1	1		17	48	84				5	20	25
川崎市	6				8	14	6					8	15	5					5	10
名古屋市	32				2	20	54	19				3	17	39	12			2	7	21
京都市	13				14	10	37	9				27	2	38						
大阪市	7				1	8	5					1	4	10					1	1
神戸市	15				2	2	19	5				4	2	11				1	3	4
広島市	25				1	8	34	1				1	4	6	3				2	5
北九州市	16	1			2	7	25	7				6	13	6	1				6	12
福岡市	15				3	4	22	3				2	5	5					1	6
旭川市	9				1	10	1					1	1	1					1	2
秋田市	1				2	3	4						4						9	9
郡山市	9	1			1	4	14	6	2			2		8	1					1
いわき市	9				10	19	4			1		8	13							
宇都宮市	13	4			2	15	8	4					8	2	2			2		4
横須賀市	4				4	2						3	5							
新潟市	11	2			8	2	21	7	1			5	7	19	2	1		2	1	5
富山市	15				4	19	4					2	2	8	4					4
金沢市	13				2	15	10					2	12	2				2		4
長野市	17				1	4	22	5	1			3	8							
岐阜市	10				1	5	16	7				7	14	1				1	3	5
静岡市	14				1	21	36	11	1			1	17	29	5			1	3	9
浜松市	12	5			1	10	23	6	7			10	16	2	1			1	3	6
豊橋市	16				1	17	5					1	6	2				1		3
豊田市	17				5	22	8					1	1	10	2				5	7
堺市	2				8	10	9						9	1				1		2
姫路市	16				1	8	25	5				4	9	3					1	4
和歌山市	8	1			3	16	27					45	16	61	4			7	2	13
岡山市	20	6			1	7	28	7	1			1	5	13	9			1	3	13
福山市	27				3	10	40	13				4	17	1						1
高松市	10				2	12	4						4							
松山市	17				1	7	25	1				1	1	1						1
高知市	7				1	2	10	3				4	4	7	1				4	5
長崎市	7				1	8	1					4	9	2			1		7	10
熊本市	15	8			1	1	17	4	4			1	5	1					2	3
大分市	2	1		1	1	3	7	6	1			1	7	14	2				11	13
宮崎市	3				3	2							3	2					1	3
鹿児島市	15				15	7		1					7							
合計	3656	253		30	380	2170	6236	1666	108	15	284	1299	3264	719	45	7	144	731	1601	

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 3 (6) 大気基準適用施設設置者による自主測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小 計						合 計					
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)
北海道	422	16	10	16	50	498	428	16	10	16	53	507
青森県	183	14	2	18	23	226	185	14	2	18	23	228
岩手県	215	7	2	6	31	254	215	7	2	6	31	254
宮城県	174	4	1	11	19	205	176	4	1	12	19	208
秋田県	119	7		6	45	170	119	7		6	45	170
山形県	194	8	7	7	34	242	198	8	7	8	34	247
福島県	151	8		14	119	284	178	8		16	122	316
茨城県	422	14		25	157	604	462	14		25	160	647
栃木県	207	16		58	160	425	266	16		63	166	495
群馬県	119	3	3	10	214	346	122	3	3	10	218	353
埼玉県	601	13	2	24	513	1140	634	13	2	26	517	1179
千葉県	283	27	1	42	258	584	302	27	1	43	259	605
東京都	295	1		64	257	616	298	1		64	258	620
神奈川県	186	13	6	15	189	396	187	13	6	15	189	397
新潟県	266	48	4	10	186	466	272	48	4	10	196	482
富山県	168		2	12	43	225	213		2	15	43	273
石川県	149	8	2	7	63	221	150	8	2	7	63	222
福井県	153	7	2	49	61	265	168	7	2	50	61	281
山梨県	119			13	23	155	119			13	28	160
長野県	314	6		20	70	404	331	6		20	71	422
岐阜県	292	14		18	186	496	296	14		18	186	500
静岡県	425	27	24	37	242	728	489	27	24	45	261	819
愛知県	597	12		43	31	671	718	12		60	32	810
三重県	185	11		17	113	315	214	11		17	115	346
滋賀県	209	15		3	155	367	221	15		3	155	379
京都府	96			6	38	140	96			6	38	140
大阪府	223	1	3	21	76	323	244	1	3	27	82	356
兵庫県	310	25	2	67	159	538	337	25	2	67	163	569
奈良県	118	29	1	26	90	235	118	29	1	26	90	235
和歌山県	126		2	61	54	243	126		2	61	54	243
鳥取県	128	66			1	129	128	66			1	129
島根県	131	73		1	60	192	137	73		1	60	198
岡山県	259	7	3	18	41	321	285	7	3	19	41	348
広島県	312	45		10	12	334	317	45		10	12	339
山口県	277	3		19	61	357	297	3		26	61	384
徳島県	172	28		30	70	272	172	28		30	70	272
香川県	145	2		18	45	208	146	2		18	45	209
愛媛県	208	7		44	74	326	211	7		44	74	329
高知県	115	3	1	20	48	184	115	3	1	20	48	184
福岡県	227	29	1	2	369	599	242	29	1	5	372	620
佐賀県	155			8	36	199	158			8	36	202
長崎県	182	4		17		199	183	4		17		200
熊本県	111	14		6	83	200	123	14		6	83	212
大分県	95	32		4	72	171	95	32		4	72	171
宮崎県	124			3	8	135	125			3	8	136
鹿児島県	144	21		19	38	201	145	21		19	38	202
沖縄県	8			10	57	75	9			10	57	76
札幌市	37			9	7	53	38			9	7	54
仙台市	60	2		6	10	76	62	2		7	10	79
千葉市	52	3		3	7	62	53	3		4	7	64
横浜市	80	2	1	45	127	253	83	2	1	45	127	256
川崎市	54		1	1	27	83	60		1	1	27	89
名古屋市	94			9	46	149	108			11	49	168
京都市	65	2		45	20	130	72	2		46	21	139
大阪市	51	1		2	17	70	66	1		2	18	86
神戸市	31			12	22	65	31			12	22	65
広島市	75			5	18	98	77			5	18	100
北九州市	69	2		3	22	94	77	2		4	23	104
福岡市	44			5	7	56	44			5	7	56
旭川市	15			1	3	19	15			1	3	19
秋田市	23	1			12	35	23	1			13	36
郡山市	25	3		4	5	34	25	3		4	5	34
いわき市	39	4	1		23	63	44	4	1		23	68
宇都宮市	38	12		8	1	47	39	12		8	1	48
横須賀市	16			1	3	20	16			1	3	20
新潟市	29	4		19	13	61	29	4		19	13	61
富山市	29	1		2	7	38	31	1		3	7	41
金沢市	40			2	4	46	40			2	4	46
長野市	39	1		1	8	48	39	1		1	8	48
岐阜市	34			4	15	53	36			4	15	55
静岡市	40	1		5	48	93	40	1		5	48	93
浜松市	33	14		7	27	67	39	14		7	27	73
豊橋市	38			6		44	44			6		50
豊田市	43			4	12	59	77			5	12	94
堺市	28			1	12	41	33			1	15	49
姫路市	44			2	18	64	50			2	18	70
和歌山市	27	2		60	43	130	31	2		60	44	135
岡山市	73	32		5	24	102	73	32		5	24	102
福山市	56			5	15	76	58			7	15	80
高松市	22			2		24	24			2		26
松山市	39			2	7	48	41			2	7	50
高知市	24	1		2	16	42	24	1		2	16	42
長崎市	14	1		6	14	34	14	1		6	14	34
熊本市	31	16		1	9	41	31	16		1	9	41
大分市	21	5	1	5	29	56	25	5	1	5	29	60
宮崎市	14			2	16		14			2	16	
鹿児島市	37	1			37		39	1			39	
合計	11737	799	85	1255	5434	18511	12535	799	85	1323	5521	19464

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 4 (1) 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			硫酸加剤の製造の用に供する廃ガス洗浄施設			塩化ビニル/マ-の製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			カゴロケタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロハキリ分離施設、廃ガス洗浄施設						
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)				
北海道	6		6													
青森県	1		1													
岩手県	1		1													
宮城県	2		2													
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県	1		1													
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県	1		1													
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県	1		1													
岐阜県	1		1													
静岡県	3	2	5													
愛知県	1		1							1		1				
三重県	1		1													
滋賀県								1		1						
京都府																
大阪府																
兵庫県		1	1					1		1						
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1		1													
島根県	1		1													
岡山県								1		1						
広島県	3		3													
山口県	1		1					2		2						
徳島県	1		1													
香川県																
愛媛県		1	1													
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県	1		1													
大分県																
宮崎県	1		1													
鹿児島県																
沖縄県																
札幌市																
仙台市																
千葉市																
横浜市																
川崎市								1		1						
名古屋市										1		1				
京都市																
大阪市																
神戸市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
旭川市	1		1													
秋田市	1		1													
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
横須賀市																
新潟市	1		1													
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
静岡市																
浜松市																
豊橋市																
豊田市																
堺市																
姫路市																
和歌山市																
岡山市																
福山市																
高松市																
松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	31	0	4	35	0	0	0	0	6	0	0	6	2	0	0	2

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 4 (2) 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	加酸・アルカリ又は加酸・アルカリの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの			廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設						
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)				
北海道								6	1			7				
青森県								9				9				
岩手県								4	1			5				
宮城県								7	1			8				
秋田県								1		3		4				
山形県								7	2			9				
福島県								13	3	2		18				
茨城県								11		7		18				
栃木県				2			2	8				8				
群馬県								3		8		11				
埼玉県								19	10	4		33				
千葉県				1			1	18	1	4		23				
東京都								6				6				
神奈川県								10		5		15				
新潟県								6	1	3		10				
富山県				6			6	9	1	2		12				
石川県								6				6				
福井県								8	1	3		12				
山梨県								2		1		3				
長野県								1				1				
岐阜県								11		7		18				
静岡県				4		1	5	41		8		49				
愛知県								28	1			29				
三重県				1			1	5		7		12				
滋賀県				1			1	8				8				
京都府								4	1			5				
大阪府								26		1		27				
兵庫県				1			1	14				14				
奈良県								3				3				
和歌山県								2				2				
鳥取県								2				2				
島根県								1				1				
岡山県								9				9				
広島県								7		1		8				
山口県				1			1	17	2			19				
徳島県								9		2		11				
香川県								3	1			4				
愛媛県				1			1	5	1	1		7				
高知県								2				2				
福岡県	1			1				6				6				
佐賀県								4		1		5				
長崎県									1			1				
熊本県				1			1	3		12		15				
大分県																
宮崎県								4				4				
鹿児島県								2				2				
沖縄県																
札幌市																
仙台市								1				1				
千葉市								5				5				
横浜市				1			1	10		2		12				
川崎市								15		2		17				
名古屋市				1			1	2				2				
京都市								1	2	1		4				
大阪市								1				1				
神戸市								1				1				
広島市								2				2				
北九州市								3				3				
福岡市																
旭川市																
秋田市								1				1				
郡山市								3		1		4				
いわき市								6				6				
宇都宮市								1				1				
横須賀市									1			1				
新潟市								4	3			7				
富山市								5		1		6				
金沢市										1		1				
長野市								1				1				
岐阜市																
静岡市								3	1	3		7				
浜松市								2				2				
豊橋市								2				2				
豊田市								3		1		4				
堺市								3				3				
姫路市								3				3				
和歌山市								2		2		4				
岡山市								5		1		6				
福山市								2				2				
高松市																
松山市								2		1		3				
高知市																
長崎市								1				1				
熊本市								1		1		2				
大分市								2				2				
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	0	0	1	21	0	1	22	463	36	99	598	1	1	0	2

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 4 (3) 水質基準適用事業場設置者による自主測定結果報告状況
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	下水道終末処理施設			水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				合 計				
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道	6	1		7					18	2		20
青森県									10			10
岩手県	1			1					6	1		7
宮城県	1			1					10	1		11
秋田県									1		3	4
山形県	1			1					8	2		10
福島県									13	3	2	18
茨城県	4			4					16		7	23
栃木県	2			2					12			12
群馬県	1		3	4					4		11	15
埼玉県	11			11	1			1	31	10	4	45
千葉県	2		1	3	3		1	4	24	1	6	31
東京都	20		1	21					26		1	27
神奈川県	6		6	12					16	1	11	28
新潟県	1			1	4			4	11	1	3	15
富山県	2	1		3					18	2	2	22
石川県									6			6
福井県	1			1					9	1	3	13
山梨県	1			1					3		1	4
長野県	2			2					4			4
岐阜県	3			3					15		7	22
静岡県	1		1	2					49		12	61
愛知県	8			8	1			1	39	1		40
三重県			2	2	2		1	3	10		10	20
滋賀県	2			2					11			11
京都府	2		1	3					6	1	1	8
大阪府	19			19					45		1	46
兵庫県	10			10					26		1	27
奈良県	1			1					4			4
和歌山県									2			2
鳥取県	3			3					6			6
島根県	2			2					4			4
岡山県	3			3					13			13
広島県	1			1					11		1	12
山口県	3			3	1			1	25	2		27
徳島県									10		2	12
香川県									3	1		4
愛媛県					1			1	7	1	2	10
高知県									2			2
福岡県	1			1					8			8
佐賀県									4		1	5
長崎県	2			2	1			1	3	1		4
熊本県					1			1	6		12	18
大分県												
宮崎県	1			1					6			6
鹿児島県									2			2
沖縄県							1	1			1	1
札幌市	5	1		6					5	1		6
仙台市	2			2					3			3
千葉市	2			2	1			1	8			8
横浜市	7			7	2			2	21		2	23
川崎市	2			2					18		2	20
名古屋市	8			8					12			12
京都市	3			3					4	2	1	7
大阪市			9	9					1		9	10
神戸市	5			5					6			6
広島市	5			5					7			7
北九州市	2			2					5			5
福岡市	3			3					3			3
旭川市			1	1					1		1	2
秋田市	2			2					4			4
郡山市		1		1	1			1	4	1	1	6
いわき市	1			1	1			1	8			8
宇都宮市					1			1	2			2
横須賀市	2			2					2	1		3
新潟市	1			1					6	3		9
富山市			1	1					5		2	7
金沢市	2			2					2		1	3
長野市	2			2					3			3
岐阜市	2			2					2			2
静岡市	3			3					6	1	3	10
浜松市	2			2					4			4
豊橋市	1			1					3			3
豊田市									3		1	4
堺市	2			2					5			5
姫路市	2			2					5			5
和歌山市	2			2	1		1	2	5		3	8
岡山市	1			1					6		1	7
福山市	1			1					3			3
高松市	2			2					2			2
松山市									2		1	3
高知市	1			1	1			1	2			2
長崎市									1			1
熊本市			3	3					1		4	5
大分市					1			1	3			3
宮崎市	1			1					1			1
鹿児島市	1			1					1			1
合 計	199	4	29	232	24	0	4	28	748	41	137	926

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	3,650	145
文書指導件数	5,464	92
その他	13	0

注) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。表 - 2 に計上した指導件数から一部再掲。

表 - 7 自主測定における基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	59	2
口頭指導件数	30	2
文書指導件数	18	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	2	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	0
その他	8	0

注) 表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による自主測定において排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、平成13年度に講じられた措置状況をまとめた(測定日が平成12年度中であって措置が平成13年度に執られたものを含む)。平成13年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する措置区分の欄に計上した。

表 - 6 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況（都道府県・政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止 命令	その他
北海道	53	13			2	1		
青森県	22	32				1		
岩手県	6	45						
宮城県	7	7						
秋田県	87	87			2	1		
山形県	70	110			6	6		
福島県	11	133				1		
茨城県	73	103			9	2		
栃木県	54	26						
群馬県	67	22		1	4			
埼玉県	87	187			6	3		
千葉県		97		2	1	1		
東京都	2	106						
神奈川県	70	38			3			
新潟県	4	268				3		
富山県	16	66			1	3		
石川県	87	2						
福井県	39	40			1	1		
山梨県	24				8			
長野県	2	8		1				
岐阜県	154	70			2			
静岡県	83	238			1	3		
愛知県	22	31						
三重県	29	4			1			
滋賀県	28	68			1	3		
京都府	46	4			3			
大阪府	823	273			1			
兵庫県		339			1	27		
奈良県	43	105						
和歌山県	20	3						
鳥取県	1	35			54			
島根県	4	10						
岡山県	51	69		1				
広島県	36	24			2			
山口県	15	53						
徳島県		85				2		
香川県		32						
愛媛県	391	391			13	13		
高知県	7	136						
福岡県	611	1493		1				
佐賀県	29	1						
長崎県	11	21		4				
熊本県	50	41			2	3		
大分県	47	24		2				
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県		58						
札幌市	1							
仙台市	2							
千葉市	3	34						
横浜市	26					2		
川崎市		4						
名古屋市	10	19						
京都市	86	40			6			
大阪市	2	1			9			
神戸市	3	2						
広島市	25	50						
北九州市		3						
福岡市								
旭川市	2				1			
秋田市								
郡山市	1				1			
いわき市	40	15						
宇都宮市	1							
横須賀市	5							
新潟市	22	50				7		
富山市	4							
金沢市								
長野市	1			1				
岐阜市	13	13						
静岡市		30						
浜松市		27						
豊橋市								
豊田市		5				1		
堺市	2	1						
姫路市	18	18						
和歌山市	4	68				7		
岡山市		16						
福山市	40	40						
高松市								
松山市	7				1			
高知市	12	27						
長崎市	2							
熊本市	8	2			3	1		
大分市	23							
宮崎市	1	1						
鹿児島市	4							
合計	3650	5464	0	13	145	92	0	0

表 - 1 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	1
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	1

注) 計上されている1件は、東京都により対策地域の指定及び同地域に係る対策計画の策定がなされたもの。

表 - 2 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係 - 全国）

（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

	事業場数	件数
法第34条第1項に基づく報告徴收件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	2	12
法第34条第1項に基づく立入検査件数に伴う測定	0	0

表 - 3 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県	1	5			1	7
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						
札幌市						
仙台市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
神戸市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
旭川市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
横須賀市						
新潟市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
静岡市						
浜松市						
豊橋市						
豊田市						
堺市						
姫路市						
和歌山市						
岡山市						
福山市						
高松市						
松山市						
高知市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	1	5	0	0	1	7

土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため
におこなった立入検査の件数

表 - 1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成14年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の制定状況	8団体 岩手県、埼玉県 東京都、岐阜県 三重県、熊本県 川崎市、高知市	3団体 三重県、川崎市 高知市	3団体 三重県、川崎市 高知市

注)「地方公共団体独自条例」とは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表 - 1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法 - 全国）¹

	平成13年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 b	既設 c	瀬戸内法 からの 移行 ² d	廃止等 ³ e	平成14年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 4	鉱山保安法等 関係法令施設 ⁵ (平成14年3月31日現在)		
								設置基数	特定事業場数 4	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	75	0	0	0	0	75	31	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	17	3	0	0	
カーボキシムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	-	0	6	0	0	6	2	0	0	
カドミウム又はジカドミウムの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	-	0	16	0	0	16	2	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	80	1	0	0	1	80	42	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,483	100	53	0	163	2,473	1,438	14(4)	8(2)
	灰の貯留施設	843	42	17	0	38	864	417	0	0
であって汚水又は廃液を排出するもの	小計	3,326	142	70	0	201	3,337	1,855	14(4)	8(2)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	6	34	0	0	1	39	9	0	0	
下水道終末処理施設	258	7	3	-	6	262	230	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	83	1	1	0	7	78	25	0	0	
合 計	3,845	185	96	0	216	3,910	2,199	14(4)	8(2)	

- 1 瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内海法）に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。（13年度において該当する施設なし）
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の（ ）内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）¹

	平成13年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 b	既設 c	夕対法 からの 移行 ² d	廃止等 ³ e	平成14年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 ⁴	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩 ¹ （ケラト ¹ ）又は亜硫酸 ¹ （カルファイト ¹ ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	12	0	0	0	0	12	5	0
硫酸 ¹ の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	-	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニル ¹ の製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	15	4	0
カ ¹ の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シ ¹ 分離施設、廃ガス洗浄施設	-	0	0	0	0	0	0	0
カ ¹ 又はシ ¹ の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	-	0	0	0	0	0	0	0
アルミ ¹ 又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	4	0	0	0	0	4	3	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	219	17	15	0	8	243	112	0
、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	38	3	2	0	2	41	9	0
であって汚水又は廃液を排出するもの	257	20	17	0	10	284	121	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0
下水道終末処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	16	0	0	0	2	14	5	0
合計	304	20	17	0	12	329	138	0

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法（法）に基づく届出は含まない。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。（13年度において該当する施設なし）
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況（全国）

大気基準適用施設		実態把握している廃止の状況 ^{注1)}		左記を反映した 平成14年3月31日現在の状況 ^{注3)}	
		事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注4)}	施設数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		(0)	(0)	15 (15)	31 (31)
製鋼用電気炉		(0)	(0)	72 (72)	123 (123)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)		(0)	(0)	8 (7)	18 (15)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		(2)	(6)	235 (235)	780 (780)
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	-	(3)	-	1,102 (1,098)
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	-	(6)	-	1,708 (1,708)
	2 t/h未満 ^{注5)}	-	(117)	-	14,421 (14,398)
	小計	(107)	(126)	13,778 (13,761)	17,231 (17,204)
合計		(109)	(132)	14,108 (14,090)	18,183 (18,153)

注1) ()に、法に基づく届出がなされていないため表 - 3の廃止等(e)には未計上であり、届出の目途も立っていないが、実態として廃止状態にあることを都道府県等が認知している施設及び対応する事業場の数を計上。なお、鉱山保安法等関係法令施設については計上の対象としていない。

注2) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

注3) 上記の内容を表 - 1に反映させた平成14年3月31日現在の状況。法に基づき届出された施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出施設に係る状況を()に示す。

注4) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注5) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 4 水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況（全国）

水質基準対象施設	実態把握している廃止の状況 ^{注1)}		左記を反映した平成14年3月31日現在の状況 ^{注3)}		
	事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注4)}	施設数	
硫酸塩 ^{ハル} （クラフト ^{ハル} ）又は亜硫酸 ^{ハル} （サルファイト ^{ハル} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	(0)	(0)	36 (36)	87 (87)	
硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	(0)	(0)	0 (0)	0 (0)	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	(0)	(0)	7 (7)	32 (32)	
カルボキシムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	(0)	(0)	2 (2)	6 (6)	
加圧ベンゼン又はジ加圧ベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	(0)	(0)	2 (2)	16 (16)	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	(0)	(0)	45 (45)	84 (84)	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	(14)	(18)	1,545 (1,538)	2,712 (2,698)
	灰の貯留施設	(1)	(5)	425 (425)	900 (900)
	小計	(15)	(23)	1,970 (1,963)	3,612 (3,598)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	(1)	(1)	8 (8)	38 (38)	
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	(0)	(0)	230 (230)	262 (262)	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	(0)	(0)	29 ^{注5)} (30)	92 (92)	
合計	(16)	(24)	2,329 (2,323)	4,229 (4,215)	

注1) ()に、法及び瀬戸内海法に基づく届出がなされていないため表 - 4の廃止等(e)には未計上であり、届出の目途も立っていないが、実態として廃止状態にあることを都道府県等が認知している施設及び対応する事業場の数を計上（ただし、瀬戸内海法に係る施設については該当する施設はなかった）。なお、鉱山保安法等関係法令施設については計上の対象としていない。

注2) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

注3) 上記の内容を表 - 2に反映させた平成14年3月31日現在の状況。法に基づき届出された施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づき届出施設に係る状況を()に示す。

注4) ひとつの事業場に上記に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出がなされた施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

注5) 注4) なお書きにより廃ガス洗浄施設等に計上したため、()に比較して1減となっている。

表 - 5 (1) 大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

	表 - 7 の f 欄に未計上だが実態として把握している廃止の状況												合 計		
	アルミニウム合金製造施設				廃棄物焼却炉								事業場数	施設数	
	事業場数	施設数			事業場数	施設数									
焙焼炉		溶解炉	乾燥炉	小計		4t/h以上	2t/h以上～4t/h未満	200kg/h以上～2t/h未満	100kg/h以上～200kg/h未満	50kg/h以上～100kg/h未満	50kg/h未満(0.5㎡以上)	小計			
北海道					2			1	1				2	2	2
青森県															
岩手県					1				1				1	1	1
宮城県															
秋田県															
山形県					1				1				1	1	1
福島県					3				1	1	1		3	3	3
茨城県					4			1	2	1			4	4	4
栃木県					5			1	2		2		5	5	5
群馬県															
埼玉県					4	2	2	1	1	1			7	4	7
千葉県															
東京都															
神奈川県					10			1	4	5	2	2	14	10	14
新潟県	1		5		5	1			1				1	2	6
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県					5			1	2	2			5	5	5
長野県					5			4	1	1			6	5	6
岐阜県					6				5	1			6	6	6
静岡県					1						1		1	1	1
愛知県															
三重県					4			2	3	1	1		7	4	7
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県					7			1	2	3	1		7	7	7
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県					3		1		1		1		3	3	3
岡山県					1			1					1	1	1
広島県															
山口県	1		1		1	1					1		1	2	2
徳島県					6				1	4	1		6	6	6
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県					5					5			5	5	5
佐賀県					1					1			1	1	1
長崎県					8		1	1	5		1		8	8	8
熊本県					2				2	2			4	2	4
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															
札幌市					1			3					3	1	3
仙台市					4		1	3	2				6	4	6
千葉市					1					1			1	1	1
横浜市															
川崎市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
神戸市															
広島市															
北九州市															
福岡市					3	1		1	3				5	3	5
旭川市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
横須賀市															
新潟市					9			1	6	1	1		9	9	9
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
静岡市															
浜松市															
豊橋市															
豊田市															
堺市															
姫路市															
和歌山市					1					1			1	1	1
岡山市															
福山市															
高松市															
松山市					1			1					1	1	1
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市					1				1				1	1	1
宮崎市															
鹿児島市															
合 計	2	0	6	0	6	107	3	6	27	49	28	13	126	109	132

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。
2 ひとつの事業場に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

表 - 5 (2) 大気基準適用施設に係る未届の廃止施設の状況
(施設種別 - 都道府県・政令市別)

左記の実態把握分を反映した平成14年3月31日現在の状況													
アルミニウム合金製造施設					廃棄物焼却炉								
事業場数	施設数				事業場数	施設数							小計
	焙焼炉	溶解炉	乾燥炉	小計		4t/h以上	2t/h以上～4t/h未満	200kg/h以上～2t/h未満	100kg/h以上～200kg/h未満	50kg/h以上～100kg/h未満	50kg/h未満(0.5㎡以上)	小計	
北海道	3		5		5	387	16	45	248	92	42	23	466
青森県	1		1		1	169	16	34	79	68	16	20	233
岩手県						220	5	29	62	87	57	10	250
宮城県	1		2		2	135	5	39	61	70	16	14	205
秋田県						125	6	22	83	41	14	7	173
山形県	3		5		5	227	10	13	68	102	40	14	247
福島県	4	1	27	2	30	182	3	37	72	54	40	28	234
茨城県	9	2	32	1	35	462	22	67	137	236	84	24	570
栃木県	12		68	3	71	308	16	34	93	162	62	26	393
群馬県	4	1	5		6	244	18	30	85	99	59	25	316
埼玉県	10		27	4	31	800	55	104	192	384	135	91	961
千葉県	3		13	3	16	480	52	85	119	247	92	35	630
東京都						403	116	37	73	140	112	69	547
神奈川県						247	34	30	77	93	68	22	324
新潟県	4		9		9	346	9	66	127	127	79	24	432
富山県	17		45		45	167	9	22	41	74	36	14	196
石川県	1		1		1	150		21	44	84	25	4	178
福井県	4		15	1	16	205	6	17	49	93	45	29	239
山梨県	1		4	1	5	115	3	30	43	56	18	7	157
長野県	5		14	3	17	296	8	37	109	114	56	18	342
岐阜県	3		4		4	424	3	42	101	206	97	54	503
静岡県	20	4	81	6	91	542	32	59	169	248	120	49	677
愛知県	46	4	104	14	122	552	51	62	177	217	105	63	675
三重県	8	1	30	3	34	246	20	41	91	108	40	25	325
滋賀県	4	5	9	1	15	289	3	32	69	110	53	45	312
京都府						102	5	19	52	38	22	2	138
大阪府	8		20	6	26	218	49	46	83	65	42	28	313
兵庫県	4	2	22		24	381	35	51	123	171	70	34	484
奈良県						183	8	31	56	84	36	10	225
和歌山県						189		14	54	70	53	29	220
鳥取県						117	7	8	46	56	20	11	148
島根県						137	6	6	67	56	6	11	152
岡山県	4	1	14		15	219	13	24	98	92	32	28	287
広島県	1		3		3	265	11	27	107	127	38	33	343
山口県	4		17		17	230	16	35	110	98	52	19	330
徳島県						210	3	24	76	86	52	29	270
香川県	1		1		1	166	9	13	63	59	38	21	203
愛媛県						237	8	24	92	110	50	17	301
高知県						158		20	59	56	30	19	184
福岡県	5		18	1	19	425	18	55	109	176	97	44	499
佐賀県	2		2		2	145	6	20	60	72	18	9	185
長崎県	1		1		1	144	5	18	107	29	24	11	194
熊本県	8		9	1	10	241	4	25	75	83	40	32	259
大分県						128	4	18	38	48	23	16	147
宮崎県	1		1		1	141	10	13	56	55	8		142
鹿児島県	1		1		1	158		32	75	62	31		200
沖縄県						53	2	17	32	10	5	6	72
札幌市						24	13	8	5	6	10	3	45
仙台市						46	13	6	17	21	4	4	65
千葉市						54	16	4	11	23	15	4	73
横浜市	1		2	1	3	118	27	8	24	37	51	13	160
川崎市	1		4		4	56	18	7	18	10	14	8	75
名古屋市	4		15		15	100	19	1	12	41	31	19	123
京都市	1		8	1	9	89	21	1	28	31	33		114
大阪市	1		2		2	46	33	6	18	8	10	1	76
神戸市						51	18	2	11	19	11	4	65
広島市	1		1	1	2	73	11	6	47	30	5	3	102
北九州市	4		4		4	46	16	7	21	18	7	4	73
福岡市						34	12	4	9	14	3	4	46
旭川市						12	2	3	1	10		2	18
秋田市	1		1		1	23	1	3	16	3	3		26
郡山市						3	5	2	4	13	7	1	32
いわき市	1		1		1	37	12	5	10	16	4		47
宇都宮市						28	5	7	9	12	7	1	41
横須賀市						13	5	2	3	4	3	1	18
新潟市						29	5	1	8	13	12	2	41
富山市	1		1		1	33	1		5	18	6	4	34
金沢市						37	5	2	8	12	12	4	43
長野市						38	3	1	14	19	5		42
岐阜市						40	5	6	7	16	11	5	50
静岡市						74	7	2	13	29	22	10	83
浜松市	2		6		6	59	4	6	12	23	16	6	67
豊橋市	2		5		5	34	6	2	11	17	5	2	43
豊田市	6		31	5	36	31	6	4	8	16	5	3	42
堺市	2		3		3	27	10	1	8	8	8	2	37
姫路市						61	6	10	12	25	9	4	66
和歌山市						104	6	3	19	28	56	12	124
岡山市						65	7	1	33	24	9	10	84
福山市						64	7	4	11	45	13	1	81
高松市	1		1		1	19	2		6	12	4		24
松山市	1		2		2	38	5	1	15	25	1	1	48
高知市						30	6	1	14	12	4	1	38
長崎市						20	4		2	9	5	3	23
熊本市						32	4	1	11	17	5	3	41
大分市	1		2		2	60	8	4	19	7	13	12	63
宮崎市						12	2	1	3	3	3	2	14
鹿児島市	1		2		2	33	5		10	14	7		36
合計	235	21	701	58	780	13761	1098	1708	4620	5723	2747	1308	17204

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。
2 ひとつの事業場に、左記表 - 5 (1) に計上した施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 (1) 水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況
(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	表 - 8 のf欄に未計上だが実態として把握している廃止の状況									
	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		合 計	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設		小 計					
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県	1	1			1	1		1	1	
茨城県			1	2	1	2		1	2	
栃木県										
群馬県										
埼玉県	2	4		2	2	6		2	6	
千葉県										
東京都	2	2			2	2	1	1	3	
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県	1	2			1	2		1	2	
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県	1	1			1	1		1	1	
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県	1	1			1	1		1	1	
香川県	2	2		1	2	3		2	3	
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県	1	1			1	1		1	1	
長崎県	1	2			1	2		1	2	
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										
札幌市										
仙台市	1	1			1	1		1	1	
千葉市										
横浜市										
川崎市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
神戸市										
広島市										
北九州市										
福岡市	1	1			1	1		1	1	
旭川市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
横須賀市										
新潟市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
静岡市										
浜松市										
豊橋市										
豊田市										
堺市										
姫路市										
和歌山市										
岡山市										
福山市										
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合 計	14	18	1	5	15	23	1	1	16	24

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。なお、瀬戸内海法に係る施設については該当する施設はなかった。
2 ひとつの事業場に該当する施設が複数種類にわたってある場合には、それぞれの種類に計上した。

表 - 6 (2) 水質基準対象施設に係る未届の廃止施設の状況
(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	左記の実態把握分を反映した平成14年3月31日現在の状況							
	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設		小計			
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道	24	45	9	15	33	60		
青森県	23	40	14	29	37	69		
岩手県	7	8	1	1	8	9		
宮城県	8	14			8	14		
秋田県	4	5	2	3	6	8		
山形県	27	28	9	9	36	37		
福島県	24	45	18	27	42	72		
茨城県	54	83	15	14	69	97		
栃木県	11	17	3	7	14	24		
群馬県	8	15	9	9	17	24		
埼玉県	114	179	33	77	147	256		
千葉県	54	112	19	46	73	158		
東京都	47	156	18	61	65	217		
神奈川県	25	62	7	27	32	89		
新潟県	35	47	18	25	53	72		1
富山県	18	39	4	7	22	46	1	1
石川県	8	9	9	10	17	19		
福井県	22	41	5	11	27	52		
山梨県	24	30	4	5	28	35		
長野県	38	87		29	38	116		
岐阜県	47	59			47	59		
静岡県	62	95	6	15	68	110		
愛知県	62	94	18	27	80	121		
三重県	24	40	4	5	28	45		
滋賀県	11	17	2	2	13	19		
京都府	8	13	8	11	16	24		
大阪府	68	170		24	68	194		
兵庫県	60	103	30	50	90	153		
奈良県	32	37	6	8	38	45		
和歌山県	21	23	15	18	36	41		
鳥取県	11	14	10	12	21	26		
島根県	22	23	1	5	23	28		
岡山県	30	56	13	21	43	77		
広島県	20	23	7	13	27	36		
山口県	30	65		3	30	68		
徳島県	22	34	7	9	29	43		
香川県	8	8	11	19	19	27		
愛媛県	13	16	3	3	16	19		
高知県	20	25			20	25		
福岡県	33	53	16	35	49	88		
佐賀県	8	12	5	6	13	18		
長崎県	24	28	3	4	27	32	1	2
熊本県	7	10	7	8	14	18		
大分県	4	4			4	4		
宮崎県	5	6			5	6		
鹿児島県	2	2			2	2		
沖縄県	40	52	2	16	42	68		
札幌市								
仙台市	8	10	4	4	12	14		
千葉市	9	23	2	17	11	40	1	1
横浜市	11	30	5	27	16	57	1	1
川崎市	22	40	4	5	26	45	2	29
名古屋	8	26	1	6	9	32		
京都市	5	15	4	5	9	20		
大阪市	9	35		14	9	49	1	2
神戸市	11	19	2	7	13	26		
広島市	25	51	1	11	26	62		
北九州市	15	39	3	7	18	46		
福岡市	7	19		6	7	25		
旭川市								
秋田市	4	9			4	9		
郡山市	3	3	2	2	5	5		
いわき市	7	20			7	20		
宇都宮市	5	12		4	5	16		
横須賀市	4	12		4	4	16		
新潟市	7	12		1	7	13		
富山市	3	7	2	2	5	9	1	1
金沢市	3	7	1	1	4	8		
長野市	13	19	1	1	14	20		
岐阜市	3	6			3	6		
静岡市	8	12	2	2	10	14		
浜松市	3	6		1	3	7		
豊橋市	3	5	3	7	6	12		
豊田市	3	3	3	3	6	6		
堺市	10	12	2	7	12	19		
姫路市	8	17	2	9	10	26		
和歌山市	6	8		2	6	10		
岡山市	5	5	5	6	10	11		
福山市	9	14		1	9	15		
高松市	4	4			4	4		
松山市	4	7			4	7		
高知市	7	10	1	3	8	13		
長崎市	4	6		2	4	8		
熊本市	2	4	2	2	4	6		
大分市	10	25		2	10	27		
宮崎市		1	1	1	1	2		
鹿児島市	1	1	1	2	2	3		
合計	1538	2698	425	900	1963	3598	8	38

1 鉱山保安法等関係法令施設については計上していない。なお、瀬戸内海法に係る施設については該当する施設はなかった。
2 ひとつの事業場に左記表 - 6 (1) に計上した施設が複数種類にわたってある場合には、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 7 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 ^{注1)}

施設種類 : アルミニウム合金製造施設 [溶解炉] (既設) 基準値 : 20 ng-TEQ/ m ³ N ^{注)} 注) 平成14年11月30日まで適用する暫定基準値			
測定結果 (ng-TEQ/ m ³ N)	区分	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	都道府県 ・政令市
82 ^{注3)}	自主	施設の使用停止と改善を文書指導。施設を停止、改善対策後再開。改善後の再測定実施。 ^{注4)}	北九州市
35 ^{注3)}	自主	施設の使用停止と改善を文書指導。施設を停止、改善対策後の再測定で基準値以下(9 ng-TEQ/ m ³ N)を確認後、運転再開。	北九州市

施設種類 : 廃棄物焼却炉 (既設) 基準値 : 80 ng-TEQ/ m ³ N 注) 平成14年11月30日まで適用する暫定基準値			
施設規模 : 2 t/h 以上 4 t/h 未満			
測定結果 (ng-TEQ/ m ³ N)	区分	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	都道府県 ・政令市
160	自主	行政検査実施。その結果(110 ng-TEQ/ m ³ N)を受け、平成14年3月1日使用停止及び改善命令。改善後自主測定実施。 ^{注4)} 現在は稼働停止。[廃掃法に基づく措置]	新潟県
160	行政	同時期の自主測定でも基準値超過(120 ng-TEQ/ m ³ N)があり、施設改善及び使用停止を文書指導。現在使用停止中。	福井県
110	行政	改善命令。改善対策後、基準値以下(19 ng-TEQ/ m ³ N)を確認。	千葉県
91	行政	施設改善及び使用停止を文書指導。改善後自主測定実施。 ^{注4)}	福井県
施設規模 : 2 t/h 未満			
840	自主	使用停止を命令。平成14年8月12日廃止届出。[廃掃法に基づく措置]	福井県
740	行政	始末書徴収と同時期に廃止(平成13年9月)。	静岡県
400 ^{注3)}	自主	使用停止後に自主測定結果報告(平成13年4月1日)。使用停止継続中。	新潟県
390	自主	施設廃止後に自主測定結果報告。焼却灰の適正処理等指導。	福島県
340	行政	一時停止及び改善命令。改善対策後の自主測定で基準値以下(13 ng-TEQ/ m ³ N)を確認後、運転再開。	広島県

270 ^{注3)}	自主	使用停止を口頭指導。平成13年7月10日廃止。	仙台市
220 ^{注3)}	自主	施設の使用停止と改善を文書指導。同日廃止届出。	北九州市
210	行政	施設の使用自粛及び原因究明と対応策の調査検討を口頭指導。平成14年2月19日使用停止。[廃掃法に基づく措置]	滋賀県
170	自主	使用停止を命令。平成14年3月19日廃止。 [廃掃法に基づく措置]	沖縄県
160 ^{注3)}	自主	口頭指導後、平成13年4月廃止。	静岡県
160	自主	口頭指導後、平成13年11月20日廃止。	新潟市
150 ^{注3)}	自主	口頭指導後、平成13年4月廃止。	静岡県
150	行政	使用停止要請後、文書指導。自主測定でも基準値を超過(92 ng-TEQ/m ³ N)。[廃掃法に基づく措置]	滋賀県
150	自主	口頭指導。平成14年3月廃止。	福岡県
150	自主	口頭指導。現在使用停止継続中。	鹿児島県
150	自主	使用停止を命令。平成14年3月19日廃止。 [廃掃法に基づく措置]	沖縄県
140 ^{注3)}	自主	文書指導。平成13年4月16日廃止。	香川県
130	行政	口頭指導。施設改善を文書指導。立入検査し、改善対策実施確認。自主測定により基準値以下(59 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	茨城県
130	自主	文書指導後、使用停止を経て平成14年3月18日廃止届出。	埼玉県
130	行政	改善命令。改善対策後の再検査で基準値以下(1.1 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	三重県
130	行政	施設の使用停止と改善を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(4.4 ng-TEQ/m ³ N)を確認後、運転再開。	長崎県
120	行政	文書指導。改善後、自主測定の前倒し実施により基準値以下(63 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	東京都
120 ^{注3)}	自主	自主測定結果報告と同時に廃止届出。原因究明及び文書による結果報告を口頭指導。	滋賀県
110	行政	文書指導。使用停止中。	青森県
110 ^{注3)}	自主	塩素系廃棄物の焼却中止と燃焼温度管理徹底を文書指導。再測定により基準値以下(1.7 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	栃木県

110	行政	改善命令。平成14年9月11日改善完了報告書提出(設備改善)。	埼玉県
110	自主	改善命令。改善後の再測定で基準値以下(3.5 ng-TEQ/m ³ N)を確認後、運転再開。[廃掃法に基づく措置]	長野県
110	行政	文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(8.8 ng-TEQ/m ³ N)を確認後、運転再開。	鳥取県
99	自主	口頭指導。平成14年3月廃止。	福岡県
97	行政	改善命令。改善後の自主測定により基準値以下(0.33 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	福島県
96	行政	立入調査及び文書指導。点検、自主測定実施。 ^{注4)}	青森県
96	自主	立入調査及び文書指導。点検、自主測定実施。 ^{注4)}	青森県
95 ^{注3)}	自主	口頭指導。平成13年6月25日休止報告書提出後、使用停止継続中。	新潟県
93	自主	再測定では基準値以下(2.5 ng-TEQ/m ³ N)となり、口頭指導。	静岡県
92 ^{注3)}	自主	施設の即時使用停止を口頭指導。平成13年4月25日廃止。	富山県
91 ^{注3)}	自主	操業停止と改善計画書提出を口頭指導。改善対策後の再測定で基準値以下(3.7 ng-TEQ/m ³ N)を確認。[廃掃法に基づく措置]	奈良県
91	行政	文書指導。直ちに使用停止。改善対策後の自主測定で基準値以下(6.5 ng-TEQ/m ³ N)を確認後、運転再開。行政検査実施。 ^{注4)}	香川県
88 ^{注3)}	自主	文書指導。平成13年6月26日廃止。	新潟県
88 ^{注3)}	自主	使用停止等文書指導。翌日廃止。	札幌市
88 ^{注3)}	行政	一時停止及び改善命令。改善対策後の自主測定で基準値以下(7.1 ng-TEQ/m ³ N)を確認後、運転再開。[廃掃法に基づく措置]	福山市
86	自主	廃止後に自主測定結果報告。現地調査の上、口頭指導。	山口県
82	自主	使用停止後に自主測定結果報告。平成13年4月18日廃止。	岡山市

施設種類 : 廃棄物焼却炉 (新設) ^{注)} 基準値 : 5 ng-TEQ/m ³ N 注)平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が200kg/h以上のものに限る。)を含む。			
施設規模 : 2 t/h 未満			
測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	区分	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	都道府県 ・政令市
100	自主	文書指導。平成14年3月28日休止報告書提出後、使用停止継続中。	新潟県
70	自主	文書指導。改善対策後、再測定により基準値以下(3.1 ng-TEQ/m ³ N)を確認後、運転再開。	福岡県
64	自主	状況確認及び口頭指導。改善対策実施を確認。自主測定実施を口頭指導。	千葉県
53	自主	施設改善を文書指導。立入検査し、改善対策実施を確認。再測定により基準値以下(0.81 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	茨城県
49	自主	焼却方法改善等を口頭指導。再測定により基準値以下(2.9 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	千葉県
44 ^{注3)}	自主	施設改善を文書指導。改善対策後の再測定で基準値以下(0.38 ng-TEQ/m ³ N)を確認後、運転再開。	福井県
36	行政	改善を文書指導。自主測定を実施したが、基準値超過。	青森県
35	自主	口頭指導。改善対策後、再測定により基準値以下(1.5 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	兵庫県
33 ^{注3)}	自主	文書指導。改善対策後、自主測定及び行瀬検査により基準値以下(4.8及び2.9 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	滋賀県
31	行政	文書指導。改善対策後、再検査により基準値以下(0.1 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	鹿児島市
28	行政	使用停止等文書指導。	名古屋市
23	行政	使用停止等文書指導。改善対策後、行政検査実施。 ^{注4)}	名古屋市
23	自主	使用停止及び構造変更を口頭指導。改善対策後の再測定で基準値以下(2.6 ng-TEQ/m ³ N)を確認	高知県
18	行政	改善命令。改善対策後の再検査で基準値以下(0.046 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	三重県
18 ^{注3)}	自主	現地確認し、使用停止と施設改善を口頭指導。改善対策後の再測定で基準値以下(0.46 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	高知市

17 ^{注3)}	自主	文書指導及び改善報告後、行政検査実施。その結果(15 ng-TEQ/m ³ N)を受け改善命令。改善対策後の測定で基準値以下(4.7 ng-TEQ/m ³ N)を確認後、運転再開。	埼玉県
16	行政	改善命令。施設は使用停止中。	千葉県
14	自主	文書指導。改善対策後の再測定で基準値以下(2.8 ng-TEQ/m ³ N)を確認後運転再開。	埼玉県
14	行政	自主測定での基準値超過(5.4 ng-TEQ/m ³ N)に対し口頭指導。施設改善後の再測定では基準値以下(3.7 ng-TEQ/m ³ N)であったが、その後の行政検査で再度基準値超過(14 ng-TEQ/m ³ N)。施設改善及び使用停止を文書指導。対策工事に係る構造変更届出受理	福井県
14 ^{注3)}	自主	口頭指導。改善対策後の再測定で基準値以下(1.4 ng-TEQ/m ³ N)確認。	横浜市
11	自主	立入検査及び文書指導。	東京都
9.1	自主	文書指導。平成14年4月改善計画書提出。	福岡県
8.1	自主	施設改善を文書指導及び使用停止指導。現在使用停止継続中。	山形県
7.9	自主	行政検査における基準値超過(7.8 ng-TEQ/m ³ N)に対し、使用停止等口頭指導。同時期の自主測定でも基準値超過(7.9 ng-TEQ/m ³ N)。改善対策後の再測定で基準値以下(0.5 ng-TEQ/m ³ N)を確認後、運転再開。	横須賀市
7.8 ^{注3)}	自主	口頭指導。改善対策後の再測定で基準値以下(2.1 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	新潟県
7.6	自主	状況確認及び原因究明等口頭指導。改善計画書提出。自主測定実施。 ^{注3)}	千葉県
7.3 ^{注3)}	自主	使用停止等を口頭指導後、廃止。	滋賀県
6.7	自主	立入調査及び文書指導。自主測定を実施。 ^{注4)}	青森県
6.7	自主	施設の即時使用停止を口頭指導。平成14年2月27日廃止。	富山県
6.4	行政	施設改善を文書指導。立入検査し、改善対策及び点検整備確認。	茨城県
6.2	自主	文書指導。願末書徴収の翌日から使用停止。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.88 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	大分市
5.9 ^{注3)}	自主	焼却方法見直し等口頭指導。再測定により基準値以下(0.015 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	群馬県
5.7	行政	施設改善を文書指導。改善対策後の自主測定で基準値以下(0.39 ng-TEQ/m ³ N)を確認後、運転再開。	福井県

5.7	自主	口頭指導。改善対策後、自主測定実施。 ^{注4)}	鹿児島県
5.6	行政	文書指導。自主測定でも基準超過(5.4 ng-TEQ/m ³ N)。現在、施設は使用停止。対策工事に係る構造変更届出を行い、施設改善中。	岐阜県
5.6 ^{注2)}	自主	使用停止等口頭指導。再測定で基準値以下(2.8 ng-TEQ/m ³ N)を確認後、運転再開。行政検査実施(3.2 ng-TEQ/m ³ N)。	福岡市
5.5	行政	施設改善を文書指導。立入検査し、改善対策実施を確認。	茨城県
5.5	自主	一時停止及び改善命令。平成13年12月14日規制規模未滿に変更(改造)する旨の届出。	長野県
5.5	自主	燃焼管理の徹底等口頭指導。改善対策後の再測定で基準値以下(4.0 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	和歌山県

施設種類 : 廃棄物焼却炉(新設) ^{注)} 基準値 : 1 ng-TEQ/m ³ N			
<small>注)平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積が2 m²以上又は焼却能力が200kg/h以上のものに限る。)を含む。</small>			
施設規模 : 2 t/h 以上 4 t/h 未滿			
測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	区分	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	都道府県・政令市
2.2	自主	行政検査(1.5 ng-TEQ/m ³ N)により基準超過が判明し、改善命令。改善後の自主測定により基準値以下(0.0000045ng-TEQ/m ³ N)を確認。なお、行政検査と同時期に行われた自主測定でも基準超過(2.2 ng-TEQ/m ³ N)。	福島県
1.1	自主	改善を口頭指導。再測定により、基準値以下(0.12 ng-TEQ/m ³ N)を確認。	青森県

注1)平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による自主測定において排出基準超過が判明若しくは措置が講じられた事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件と見なし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。区分欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「自主」は設置者による自主測定であることを示す。

注2)平成13年度中及び平成14年4月1日から平成9月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。[廃掃法に基づく措置]とは、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)の規制を受ける廃棄物焼却炉であって、主として廃掃法を根拠とする措置が執られたことを示す。

注3)試料採取は平成12年度中であつたが、排出基準超過判明は平成13年4月1日以降。

注4)平成14年9月30日までに試料採取したが、分析結果は判明していない。

表 - 8 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

施設種類 : 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設 (既設) 基準値 : 50 pg-TEQ/L 注) 平成15年1月14日まで適用する暫定基準値			
測定結果 (pg-TEQ/L)	区分	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	都道府県 ・政令市
55	自主	原因究明と対策実施を口頭指導。その後の行政検査()では2.9 pg-TEQ/L、再度の自主測定でも1.2 pg-TEQ/L。 過去の測定における成分内訳から合計で全体の70%を占める代表的な4物質を分析。	新潟市
53	行政	改善命令。平成13年7月31日改善結果報告。改善対策後の再測定で基準値以下(0.12 pg-TEQ/L)を確認。	福島県
52 ^{注3)}	自主	口頭指導。平成13年7月20日廃棄物焼却炉及び廃ガス洗浄施設廃止。	高知県
^{注3)}	行政	通常操業時に排水は無いが、雨水調整池排水等を対象に実施した行政検査の結果、2,400、3,700 pg-TEQ/L。汚泥等の適正処理、排水系統の改善を文書指導した後の検査で6,800 pg-TEQ/Lであったため、さらに場内清掃を徹底させた結果、基準値以下の2.4 pg-TEQ/Lへと改善したが、平成14年2月1日廃棄物焼却炉及び廃ガス洗浄施設を廃止。	横浜市

施設種類 : 廃棄物焼却炉に係る灰貯留施設 (既設) 基準値 : 50 pg-TEQ/L 注) 平成15年1月14日まで適用する暫定基準値			
測定結果 (pg-TEQ/L)	区分	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	都道府県 ・政令市
280	行政	改善命令及び一時停止命令。平成14年2月21日廃棄物焼却炉及び灰貯留施設廃止。	秋田県

施設種類 : 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設又は湿式集じん施設 (新設) 基準値 : 10 pg-TEQ/L			
測定結果 (pg-TEQ/L)	区分	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	都道府県 ・政令市
140	行政	改善命令と同時に再度行政検査実施(6.5 pg-TEQ/L)。平成14年7月17日改善完了報告(廃液の処理方法を公共用水域への排出が無いよう変更)を受け、現地確認。	千葉県

その他			
測定結果 (pg-TEQ/L)	区分	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	都道府県 ・政令市
2,800	行政	行政検査での基準値超過(880pg-TEQ/L)に対し、排水停止及び原因究明等文書指導。汚水発生に係る一部の系統を停止させた状態で自主測定及び行政検査実施(1,500及び2,800pg-TEQ/L)。平成14年4月から検証運転等による原因究明調査を実施。現状での排出基準適合を確認した上で一部の操業を再開している。	和歌山県

廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設を有する事業場(適用基準：50pg-TEQ/L)における規制対象外施設からのダイオキシン類排出事例。

- 注1)平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による自主測定において排出基準超過が判明若しくは措置が講じられた事例をまとめた。
 なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件と見なし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。区分欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「自主」は設置者による自主測定であることを示す。
- 注2)平成13年度中及び平成14年4月1日から平成14年9月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。
- 注3)試料採取は平成12年度中であったが、排出基準超過判明は平成13年4月1日以降。
- 注4)平成14年9月30日までに試料採取したが、分析結果は判明していない。

表 - 9 排出基準超過施設・事業場における対応状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)^{注1)}

平成14年9月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		89	7
措置後の対応状況	基準達成 $\left[\begin{array}{l} 1 \text{ (再掲) 基準達成後廃止} \\ 2 \text{ (再掲) 公共用水域への} \\ \text{排水がないよ} \\ \text{うに構造変更} \end{array} \right]$	37	5 $\left[\begin{array}{cc} 1 & 1 \\ 2 & 1 \end{array} \right]$
	対策実施中	23	0
	廃止等 ^{注2)}	23 ^{注2)}	2
	未対応	6	0

注1) 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3に、それ以降の状況(平成14年9月30日まで)を反映させた。

注2) 規制対象規模未満への構造変更を含む。

表 - 10 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成14年4月1日～平成14年9月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	1,637	68
文書指導件数	1,267	30
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	15	0
その他	23	10

注) 表 - 1 (大気基準適用施設) 及び表 - 2 (水質基準適用事業場) の自主測定結果未報告施設・事業場に対し、平成14年4月1日から平成14年9月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表 - 1 1 自主測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県・政令市別)

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	法34条第1項の 立入検査に伴う 測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	法34条第1項の 立入検査に伴う 測定を実施	その他
北海道	132							
青森県		7						
岩手県	27	5						
宮城県								
秋田県	10							
山形県								
福島県	22	9			2			
茨城県	96	28						7
栃木県	31	1	1					
群馬県	67	67			7	7		
埼玉県		264	1		2			
千葉県		4	6		1			1
東京都	110	11						
神奈川県	32	1			2			
新潟県	68				1			
富山県	21			13	1			1
石川県	27							
福井県	47	12				2		
山梨県								
長野県								
岐阜県	113	100			9	2		
静岡県	48				6			
愛知県	21	31						
三重県	44	89			6	8		
滋賀県								
京都府	38	1			1			
大阪府	11	1			1			
兵庫県	14	29			3			
奈良県	34	18						
和歌山県	50							
鳥取県	1							
島根県	14	3						
岡山県	2							
広島県	6				1	1		
山口県	27	1		7	2			
徳島県		76				4		
香川県	5	1						
愛媛県	74	74			2	2		
高知県	10	38						
福岡県	142	234						
佐賀県	43							
長崎県								
熊本県								
大分県	54	54						
宮崎県		3						
鹿児島県								
沖縄県								
札幌市	1							
仙台市		2						
千葉市	2	2						
横浜市					3			
川崎市					1			
名古屋市	13	15	7					
京都市	3	1						
大阪市	30	1			9			
神戸市	4							
広島市	12							
北九州市	2							
福岡市								
旭川市								
秋田市	1							
郡山市	1							
いわき市		9						
宇都宮市	1							
横須賀市								
新潟市	16				1			
富山市	2							
金沢市								
長野市								
岐阜市	8	35						
静岡市	2	28				3		
浜松市								
豊橋市								
豊田市								
堺市								
姫路市	3							
和歌山市	20				2			
岡山市	13	5						
福山市	6							
高松市								
松山市	7	7		3	1	1		1
高知市	5							
長崎市	2							
熊本市	9				4			
大分市	29							
宮崎市	4							
鹿児島市								
合計	1637	1267	15	23	68	30	0	10

表 - 3及び表 - 4の自主測定結果未報告施設・事業場に対し、平成14年4月1日から9月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 12 自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成14年4月1日～平成14年9月30日）

大気基準適用施設		平成14年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1)注2)</small>		左記に計上した施設の平成14年9月30日までの状況 <small>注3)注4)注5)</small>			
		休 止	未測定	報 告	休 止	廃止等	未測定
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		4	0	0	4	0	0
製鋼用電気炉		11	14	10	11	2	2
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)		0	0	-	-	-	-
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		53	73	25	54	19	28
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	65	134	89	66	7	37
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	85	238	132	79	22	90
	2 t/h未満 <small>注6)</small>	1,105	5,062	962	1,033	1,700	2,472
	小計	1,255	5,434	1,183	1,178	1,729	2,599
合計		1,323	5,521	1,218	1,247	1,750	2,629

注1) 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績がない「いわゆる休止」状態の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、自主測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成14年4月1日から平成14年9月30日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成13年度から引き続き休止状態にある施設及び平成14年4月1日から平成14年9月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成14年4月1日から平成14年9月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 13 自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1）注3）}

（平成14年4月1日～平成14年9月30日）

水質基準対象施設	平成14年3月31日現在の ^{注2、4} 未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成14年9月30日までの状況 ^{注5）注6）}			
	休 止	未測定	報 告	休 止	廃 止	未測定
硫酸塩 ^{ハ[°]ル[°]} （クラフト ^{ハ[°]ル[°]} ）又は亜硫酸 ^{ハ[°]ル[°]} （サルファイト ^{ハ[°]ル[°]} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	4	4	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	-	-	-	-
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	-	-	-	-
カ [°] ロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	-	-	-	-
加 [°] ハ [°] ン [°] ゼ [°] ン又はジ [°] 加 [°] ハ [°] ン [°] ゼ [°] ンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	-	-	-	-
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	1	1	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	36	99	35	29	27	44
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	1	0	0	1	0	0
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	4	29	29	2	0	2
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	4	2	0	0	2
合計	41	137	71	32	27	48

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上。

注4）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績がない「いわゆる休止」状態の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、自主測定は行っているが報告のないものを含む。

注5）「報告」とは、注1）の期間における測定について、平成14年4月1日から平成14年9月30日までの間になされた報告。

注6）「休止」とは、平成13年度から引き続き休止状態にある施設及び平成14年4月1日から平成14年9月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

表 - 14 (1)

自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉							アルミニウム合金製造施設						
	平成14年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成14年9月30日までの状況					平成14年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成14年9月30日までの状況					平成14年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成14年9月30日までの状況				
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定			
北海道									1	1											
青森県																					
岩手県																					
宮城県																					
秋田県																					
山形県																					
福島県																					
茨城県																					
栃木県								1	1			1									
群馬県									1	1											
埼玉県																					
千葉県									1	1											
東京都									1	1											
神奈川県																					
新潟県									3	2				1							
富山県																					
石川県																					
福井県																					
山梨県																					
長野県																					
岐阜県																					
静岡県																	2	2			
愛知県								4				4									
三重県																					
滋賀県																					
京都府																					
大阪府								1	1			1	1								
兵庫県																					
奈良県																					
和歌山県																					
鳥取県																					
島根県																					
岡山県																					
広島県																					
山口県								3				3									
徳島県																					
香川県																					
愛媛県																					
高知県																					
福岡県																					
佐賀県																					
長崎県																					
熊本県																					
大分県																					
宮崎県																					
鹿児島県																					
沖縄県																					
札幌市																					
仙台市								1				1									
千葉市	1				1																
横浜市																					
川崎市																					
名古屋市										1	1										
京都市																					
大阪市										1				1							
神戸市																					
広島市																					
北九州市		1				1															
福岡市																					
旭川市																					
秋田市																					
郡山市																					
いわき市																					
宇都宮市																					
横須賀市																					
新潟市																					
富山市										1				1							
金沢市																					
長野市																					
岐阜市																					
静岡市																					
浜松市																					
豊橋市																					
豊田市																					
堺市										2	2										
姫路市																					
和歌山市										1	1										
岡山市																					
福山市		2				2															
高松市																					
松山市																					
高知市																					
長崎市																					
熊本市																					
大分市																					
宮崎市																					
鹿児島市																					
合計	4	0	0	4	0	0	11	14	10	11	2	2	0	2	0	0	0	2			

表 - 14 (2)

自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等

(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム合金製造施設																		
	溶解炉						乾燥炉						小計						
	平成14年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成14年9月30日までの状況				平成14年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成14年9月30日までの状況				平成14年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成14年9月30日までの状況				
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道		2				2								2				2	
青森県																			
岩手県																			
宮城県	1			1										1		1			
秋田県																			
山形県	1			1										1		1			
福島県	2	3	3	2										2	3	3	2		
茨城県		2				2								2				2	
栃木県	3	6	3	6			1			1				4	6	3	7		
群馬県		3	2			1								3	2			1	
埼玉県	2	3		2	3			1	1				1	4		2	3	1	
千葉県								1				1		1		1			
東京都																			
神奈川県																			
新潟県		7	3	3		1								7	3	3		1	
富山県	3			1	2									3		1	2		
石川県																			
福井県	1			1										1		1			
山梨県		4	4					1	1					5	5				
長野県								1			1			1			1		
岐阜県																			
静岡県	8	17	2	7	5	11								8	19	2	7	5	13
愛知県	11	1	1	11			2			2				13	1	1	13		
三重県		2	1	1										2	1	1			
滋賀県																			
京都府																			
大阪府	4	3		3	1	3	1	2		1	2			5	5		4	1	5
兵庫県		4			3	1									4			3	1
奈良県																			
和歌山県																			
鳥取県																			
島根県																			
岡山県	1				1									1			1		
広島県																			
山口県	4			4										4		4			
徳島県																			
香川県																			
愛媛県																			
高知県																			
福岡県	3	3	2	3		1								3	3	2	3		1
佐賀県																			
長崎県																			
熊本県																			
大分県																			
宮崎県																			
鹿児島県																			
沖縄県																			
札幌市																			
仙台市																			
千葉市																			
横浜市																			
川崎市																			
名古屋市	2	2		1	3									2	2		1	3	
京都市	1	1	1	1										1	1	1	1		
大阪市																			
神戸市																			
広島市																			
北九州市		1				1								1					1
福岡市																			
旭川市																			
秋田市		1	1											1	1				
郡山市																			
いわき市																			
宇都宮市																			
横須賀市																			
新潟市																			
富山市																			
金沢市																			
長野市																			
岐阜市																			
静岡市																			
浜松市																			
豊橋市																			
豊田市	1			1										1			1		
堺市		1	1											1	1	1			
姫路市																			
和歌山市																			
岡山市																			
福山市																			
高松市																			
松山市																			
高知市																			
長崎市																			
熊本市																			
大分市																			
宮崎市																			
鹿児島市																			
合計	48	66	24	49	18	23	5	5	1	5	1	3	53	73	25	54	19	28	

表 - 14 (3)

自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満						200kg/h以上～2t/h未満					
	平成14年3月 31日現在の 未報告施設数			左記に計上した施設の 平成14年9月30日までの状況			平成14年3月 31日現在の 未報告施設数			左記に計上した施設の 平成14年9月30日までの状況			平成14年3月 31日現在の 未報告施設数			左記に計上した施設の 平成14年9月30日までの状況		
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	3	1		4			2		4	19	5	3	4	11				
青森県	1			1			1	3	1	1	2	4	8	1	6	3	2	
岩手県							1	1	1			3	4		3	3	1	
宮城県							1		1			4	1		4	4	1	
秋田県							1	2		1	2	2	16		2	3	13	
山形県		2						1				1	4	9		4	9	
福島県							1	8	7	1	1	6	25	14	9	2	6	
茨城県		4			4		5	3		5	3	7	16		7		16	
栃木県	3	3	2	4			3	10	7	4	2	14	21	9	15	2	9	
群馬県	1	13	13	1			1	19	19	1		3	56	49	4	4	2	
埼玉県	4	12	12	4			4	5	3	4	2	4	34	7	4	11	16	
千葉県	5	10	8	5	2		2	27	11		2	16	9	38	10	8	2	27
東京都	16	13	1	15	3	10	4	10	8	4	2	12	21	11	12	9	1	
神奈川県		11	6			5	2	10	8	2		2	5	50	13	5	9	28
新潟県		2	2					17	17			7	30	23	7	1	6	
富山県								1			1	1	3		1	3		
石川県							2			2		2	3		2	3		
福井県	1			1				1		1		6	10	6	5	3	2	
山梨県												4	3	1	4	2		
長野県							1		1			10	9	4	9	6		
岐阜県								7	4		3	3	29	26	3	3		
静岡県	3	9	6	3		3		9	3	1	1	4	6	48	13	7	10	24
愛知県	4			4				7		7			12	6	2	13		3
三重県		6	5	1			4	10	8	3	3		5	25	20	6		4
滋賀県								1				1	2	20		2		20
京都府								8	8				6	14	12	5	2	1
大阪府	1	3		1		3	5	2		4		3	8	17	1	8	1	15
兵庫県	6	4	4	6			2	7	5	2	2		14	31	21	14	5	5
奈良県		1				1	1	6		1		6	1	16	1	1	3	12
和歌山県													1	4	4		1	
鳥取県																		
島根県													4				1	3
岡山県													8	7		5	7	3
広島県							1					1	4	3		4	1	2
山口県													8	14	2	8	4	8
徳島県	2			2			4	6	2	4		4	4	11	3	4		8
香川県	1			1			2	1	1	2			10	12	8	9	5	
愛媛県							5	5	5	4	1		7	6	6	1	6	
高知県							4	1	1	4			6	9	1	9		5
福岡県	1			1				11	3			8		59	9		21	29
佐賀県	1			1									1	3	2	1	1	
長崎県	1					1	2		1	1			7		1	5		1
熊本県								7				7	3	11				14
大分県							3	2		3		2	17	13				4
宮崎県													2	2	2	2		
鹿児島県							3	6		3		6	10	9		10		9
沖縄県		2				2		14				14		22				22
札幌市	3	1		3	1		2	1		2	1		3				3	
仙台市							1	2		1	2		3	1	1	2	1	
千葉市													2			2		
横浜市	1	1		1		1	3	1		3		1	6	7	1	6	2	4
川崎市		2				1							1	4		3	1	1
名古屋市	1			1									1	2		1	2	
京都市		4		2		2							4	4		4	4	
大阪市		6		6									1	5	3	2		1
神戸市		15		15									5			4	1	
広島市							1			1			2	4		2	3	1
北九州市	1			1				1			1		2			2		
福岡市	1			1									1			1		
旭川市								2	2									
秋田市														1	1			
郡山市							1		1					1	1			
いわき市													5		1		3	1
宇都宮市							2	1		2		1	2			2		
横須賀市													1			1		
新潟市		3		3				1		1			3			2	1	
富山市														1				1
金沢市																		
長野市														1			1	
岐阜市	1			1									1			1		
静岡市		1				1						1	2	6	3	3		2
浜松市	1			1				1					4	3		4		3
豊橋市													3			2	1	
豊田市	1			1				1		1			1	1		1		1
堺市		1				1								3	2		1	
姫路市							1	4	4	1				1	1			
和歌山市		2		2									5	7	4	5	1	2
岡山市	1			1				1		1				9	6		3	
福山市												2	1	1	1	1		
高松市																		
松山市														1			1	
高知市													1	6	2	1		4
長崎市		2		2										1			1	
熊本市								1	1					4	4			
大分市								1	1				3	7	2			8
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	65	134	89	66	7	37	85	238	132	79	22	90	297	862	333	280	175	371

表 - 14 (4)

自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉																	
	100kg/h以上～200kg/h未満						50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満(0.5㎡以上)					
	平成14年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成14年9月30日までの状況				平成14年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成14年9月30日までの状況				平成14年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成14年9月30日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道	5	14	6	3	5	5	2	7	1	2	5	1	2	7	4	2	2	3
青森県	5	9	2	4	4	4	5	3	1	1	6		2			1	1	
岩手県	1	14	2	1	7	5	1	10	2	2	7		1	2		1	1	1
宮城県	6	14		6		14		3					3					1
秋田県	2	18		2	4	14	1	5			1		5					3
山形県	1	13		1		13		7					7	2	2			2
福島県	2	37	4	3	13	19		30	3		18	9	5	19		5	11	8
茨城県	10	87		10		87	3	34		3		34		13				13
栃木県	20	70	15	17	23	35	9	42	6	8	16	21	9	14		7	10	6
群馬県	3	69	43	3	19	7	2	35	13	1	15	8		22	6		11	5
埼玉県	7	243	12	7	67	164	2	119	7	2	80	32	3	100		3	32	68
千葉県	11	123	11	3	12	108	14	45	4	9	9	37	1	15	4	1		11
東京都	11	83	17	8	28	41	12	78	6	10	27	47	9	52	11	9	16	25
神奈川県	3	54	15	4	22	16	3	48	3	2	28	18	2	16	1	2	10	5
新潟県	2	61	30	2	5	26	1	55	25	1	3	27		21	3		3	15
富山県	7	17	4	6	14		2	11	2	1	10		2	11			12	1
石川県	1	35	2	1	15	18	2	19	1	2	11	7		6			5	1
福井県	24	21	4	21	10	10	7	17	6	7	10	1	11	12	1	11	6	5
山梨県	7	10	6	8	3		2	10	3	4	5							
長野県	6	31	7	3	27		3	19	2	1	19			11				11
岐阜県	11	83	31	14	19	30	4	40	16	4	14	10		27	11	3	9	4
静岡県	17	99	19	17	32	48	6	52	3	6	16	33	5	25	1	5	8	16
愛知県	11	13	2	11	3	8	1	7	1	1	1	5	8	5	1	8	2	2
三重県	6	48	11	11	3	29		19	7	3	1	8	2	5	1	1	2	3
滋賀県		69				69	1	37		1		37		28				28
京都府		10	4		4	2		5	4		1			1			1	
大阪府	5	36		2	10	29	2	13		1	3	11		5		1	2	2
兵庫県	27	77	21	28	27	28	11	28	4	11	12	12	7	12	2	9	7	1
奈良県	11	37	3	11	12	22	10	21	1	10	12	8	3	9		3	5	4
和歌山県	20	14	2	20	10	2	25	23	1	27	12	8	15	13		17	10	1
鳥取県								1			1							
島根県	1	20		1	12	8		13			11	2		23			15	8
岡山県	7	16	3	7	12	1	1	14	3	2	10		2	4	1	2	2	1
広島県	3	6	1	3	1	4	2	1		2	1			2				2
山口県	4	23	8	4	14	1	5	11	4	5	5	2	2	13	2	2	10	1
徳島県	8	34	5	8	4	25	6	10		6	4	6	6	9	1	5	9	
香川県	2	19	11	3	7		1	7	1	2	4	1	2	6	1	2	5	5
愛媛県	17	33	9	14	8	19	11	25	7	1	10	18	4	5	4	3	1	1
高知県	7	16		7	1	15	2	9	1	2		8	1	13		1	1	12
福岡県	1	130	5	1	43	82		112	4	1	43	64		57	2		27	28
佐賀県	4	23	6	4	16	1	2	8	1	2	5	2		2	1		1	
長崎県	5			5				1		1			1			1		
熊本県	1	29				30	1	17				18	1	19				20
大分県		27	2		10	15	1	14	1	1	9	4		12			4	8
宮崎県	1	6	4	1	2													
鹿児島県	4	18		4		18	2	5		2		5						
沖縄県	2	8		2		8		5				5	8	6			8	6
札幌市	2	2			2		1	3	1	1	2							
仙台市	2	3	2	1	2			3			2	1		1			1	
千葉市	7		3	1	1	2	1			1								
横浜市	13	50		12	48	3	17	48	1	17	34	13	5	20	1	5	13	6
川崎市		8	1	1	4	2		8	3	2	2	1		5			2	3
名古屋市	2	20	2	4	11	5	3	17		3	13	4	2	7		2	1	6
京都市	14	10	2	11	7	4	27	2		23	6							
大阪市	1	1	1				1	4	3		1	1		1			1	
神戸市	2	2	2	2			4	2	1	4		1	1	3	3	1		
広島市	1	8			6	3	1	4	1	1	1	2		2			2	
北九州市	2	7		2	7			6			6			6			6	
福岡市	3	4		3	4			2			2			1			1	
旭川市	1			1										1	1			
秋田市		2	2											9				9
郡山市	1	4	3		1	1	2				1	1						
いわき市		10	1		4	5		8			8							
宇都宮市	2			1	1								2				2	
横須賀市								3	1		2							
新潟市	8	2	1	6	2	1	5	7	3	1	4	4	2	1	1	1	1	1
富山市		4	2		1	1	2	2		2	2							
金沢市		2			1	1		2				2	2				2	
長野市	1	4		1	4			3			3							
岐阜市	1	5	2	1	1	2		7	3			4	1	3		1	1	2
静岡市	1	21	2	1	8	11	1	17	5	1	7	5	1	3	1	1	1	2
浜松市	1	10	5	1		5		10			1	9	1	3	1	1	1	1
豊橋市	1				1			1			1		1				1	
豊田市		5				5	1	1		1		1		5				5
堺市		8	5		2	1							1			1		
姫路市	1	8	7	1		1		4	3			1		1	1			
和歌山市	3	16	2	4	1	12	45	16	3	46	7	5	7	2	1	6	1	1
岡山市	1	7	2	1	3	2	1	5		2	4		1	3		1	3	
福山市	3	10	5	3	2	3		4	1			3						
高松市	2			2														
松山市	1	7	2	1		5												
高知市	1	2				2		4	1		2			4			4	
長崎市	1			1			4	4		3	5		1	7		1	7	
熊本市	1	1	1	1				1	1			2		1				1
大分市	1	3	1	1	1	1	1	7	2	2		4		11		2	1	8
宮崎市								1			1			1			1	
鹿児島市																		
合計	380	2170	383	356	653	1158	284	1299	177	258	561	587	144	731	69	139	311	356

表 - 14 (5)

自主測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼却炉						合 計					
	小 計											
	平成14年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成14年9月30日までの状況				平成14年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成14年9月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	16	50	16	14	14	22	16	53	17	14	14	24
青森県	18	23	5	14	14	8	18	23	5	14	14	8
岩手県	6	31	5	7	18	7	6	31	5	7	18	7
宮城県	11	19		11		19	12	19		12		19
秋田県	6	45		6	10	35	6	45		6	10	35
山形県	7	34		7		34	8	34		8		34
福島県	14	119	28	18	44	43	16	122	31	20	44	43
茨城県	25	157		25		157	25	160		25		160
栃木県	58	160	39	55	51	73	63	166	42	63	51	73
群馬県	10	214	143	10	49	22	10	218	146	10	49	23
埼玉県	24	513	41	24	190	282	26	517	41	26	193	283
千葉県	42	258	48	26	25	201	43	259	49	27	25	201
東京都	64	257	54	58	85	124	64	258	55	58	85	124
神奈川県	15	189	46	15	69	74	15	189	46	15	69	74
新潟県	10	186	100	10	12	74	10	196	105	13	12	76
富山県	12	43	6	8	40	1	15	43	6	9	42	1
石川県	7	63	3	7	34	26	7	63	3	7	34	26
福井県	49	61	17	45	30	18	50	61	17	46	30	18
山梨県	13	23	10	16	10		13	28	15	16	10	
長野県	20	70	13	14	63		20	71	13	14	64	
岐阜県	18	186	88	24	48	44	18	186	88	24	48	44
静岡県	37	242	45	39	67	128	45	261	47	46	72	141
愛知県	43	31	6	44	6	18	60	32	7	61	6	18
三重県	17	113	52	25	9	44	17	115	53	26	9	44
滋賀県	3	155		3		155	3	155		3		155
京都府	6	38	28	5	8	3	6	38	28	5	8	3
大阪府	21	76	1	17	16	63	27	82	1	22	18	68
兵庫県	67	159	57	70	53	46	67	163	57	70	56	47
奈良県	26	90	5	26	32	53	26	90	5	26	32	53
和歌山県	61	54	7	64	33	11	61	54	7	64	33	11
鳥取県		1			1			1			1	
島根県	1	60		1	39	21	1	60		1	39	21
岡山県	18	41	7	16	31	5	19	41	7	16	32	5
広島県	10	12	1	9	3	9	10	12	1	9	3	9
山口県	19	61	16	19	33	12	26	61	16	26	33	12
徳島県	30	70	11	29	17	43	30	70	11	29	17	43
香川県	18	45	22	19	21	1	18	45	22	19	21	1
愛媛県	44	74	31	23	26	38	44	74	31	23	26	38
高知県	20	48	3	23	2	40	20	48	3	23	2	40
福岡県	2	369	23	3	134	211	5	372	25	6	134	212
佐賀県	8	36	10	8	23	3	8	36	10	8	23	3
長崎県	17		2	13		2	17		2	13		2
熊本県	6	83				89	6	83				89
大分県	4	72	16	4	23	33	4	72	16	4	23	33
宮崎県	3	8	6	3	2		3	8	6	3	2	
鹿児島県	19	38		19		38	19	38		19		38
沖縄県	10	57		10		57	10	57		10		57
札幌市	9	7	1	6	9		9	7	1	6	9	
仙台市	6	10	3	4	8	1	7	10	3	5	8	1
千葉市	3	7	3	4	1	2	4	7	3	5	1	2
横浜市	45	127	3	44	97	28	45	127	3	44	97	28
川崎市	1	27	4	6	10	8	1	27	4	6	10	8
名古屋市	9	46	2	11	27	15	11	49	3	12	30	15
京都市	45	20	4	38	19	4	46	21	5	39	19	4
大阪市	2	17	13	3	1	2	2	18	13	3	2	2
神戸市	12	22	21	11	1	1	12	22	21	11	1	1
広島市	5	18	1	4	12	6	5	18	1	4	12	6
北九州市	3	22		3	22		4	23		4	22	1
福岡市	5	7		5	7		5	7		5	7	
旭川市	1	3	3	1			1	3	3	1		
秋田市		12	3			9		13	4			9
郡山市	4	5	5	2	2	2	4	5	5	2	2	2
いわき市		23	2		15	6		23	2		15	6
宇都宮市	8	1		3	5	1	8	1		3	5	1
横須賀市	1	3	1	1	2		1	3	1	1	2	
新潟市	19	13	8	11	8	5	19	13	8	11	8	5
富山市	2	7	2	2	3	2	3	7	2	3	3	2
金沢市	2	4			3	3	2	4			3	3
長野市	1	8		1	8		1	8		1	8	
岐阜市	4	15	5	4	2	8	4	15	5	4	2	8
静岡市	5	48	11	6	15	21	5	48	11	6	15	21
浜松市	7	27	6	7	2	19	7	27	6	7	2	19
豊橋市	6			2	4		6			2	4	
豊田市	4	12		4		12	5	12		5		12
堺市	1	12	7	1	3	2	1	15	10	1	3	2
姫路市	2	18	16	2		2	2	18	16	2		2
和歌山市	60	43	12	61	10	20	60	44	13	61	10	20
岡山市	5	24	8	6	13	2	5	24	8	6	13	2
福山市	5	15	7	4	3	6	7	15	7	6	3	6
高松市	2			2			2			2		
松山市	2	7	2	2		5	2	7	2	2		5
高知市	2	16	3	2	6	7	2	16	3	2	6	7
長崎市	6	14	2	5	13		6	14	2	5	13	
熊本市	1	9	8	1		1	1	9	8	1		1
大分市	5	29	6	5	2	21	5	29	6	5	2	21
宮崎市		2			2			2			2	
鹿児島市												
合 計	1255	5434	1183	1178	1729	2599	1323	5521	1218	1247	1750	2629

表 - 15 (1)

自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	硫酸塩 ^ナ ^ル (ケソト ^ナ ^ル) 又は亜硫酸 ^ナ ^ル (ソ ^ナ ^ル) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						Al ₂ O ₃ 又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの					
	平成14年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成14年9月30日までの状況				平成14年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成14年9月30日までの状況				平成14年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成14年9月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道														1				
青森県																		
岩手県														1				1
宮城県														1				1
秋田県														3				3
山形県														2				2
福島県														3				3
茨城県														7				7
栃木県																		
群馬県														8				8
埼玉県														10				10
千葉県														4				4
東京都														1				1
神奈川県														5				5
新潟県														1				1
富山県														3				3
石川県														2				2
福井県														1				1
山梨県														3				3
長野県														1				1
岐阜県														7				7
静岡県														3				3
愛知県														8				8
三重県														1				1
滋賀県														7				7
京都府														3				3
大阪府														1				1
兵庫県														1				1
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県														1				1
山口県														2				2
徳島県														2				2
香川県														1				1
愛媛県														1				1
高知県														1				1
福岡県																		
佐賀県														1				1
長崎県														1				1
熊本県														12				12
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市																		
千葉市																		
横浜市														2				2
川崎市														2				2
名古屋市														1				1
京都市														2				2
大阪市														1				1
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市																		
秋田市																		
郡山市														1				1
いわき市																		
宇都宮市																		
横須賀市														1				1
新潟市														3				3
富山市														1				1
金沢市														1				1
長野市																		
岐阜市																		
静岡市														1				1
浜松市														3				3
豊橋市																		
豊田市														1				1
堺市																		
姫路市																		
和歌山市														2				2
岡山市														1				1
福山市																		
高松市																		
松山市														1				1
高知市																		
長崎市														1				1
熊本市																		
大分市														1				1
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	0	4	4	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	36	99	35	29	44

表 - 15 (2)

自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設						下水道終末処理施設						水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設					
	平成14年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成14年9月30日までの状況				平成14年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成14年9月30日までの状況				平成14年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成14年9月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1											
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県							3		3									
埼玉県																		
千葉県							1		1				1		1			
東京都							1											
神奈川県	1			1			6		6									
新潟県																		
富山県							1				1							
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県							1		1									
愛知県																		
三重県							2		2				1		1			
滋賀県																		
京都府							1		1									
大阪府																		
兵庫県																		
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県																		
愛媛県																		
高知県																		
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県																		
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県													1					1
札幌市							1				1							
仙台市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市									9		9							
神戸市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
旭川市									1		1							
秋田市																		
郡山市							1				1							
いわき市																		
宇都宮市																		
横須賀市																		
新潟市																		
富山市							1		1									
金沢市																		
長野市																		
岐阜市																		
静岡市																		
浜松市																		
豊橋市																		
豊田市																		
堺市																		
姫路市																		
和歌山市													1					1
岡山市																		
福山市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
長崎市																		
熊本市							3		3									
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合計	1	0	0	1	0	0	4	29	29	2	0	2	0	4	2	0	0	2

表 - 15 (3)

自主測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	合 計					
	平成14年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成14年9月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2			1		1
青森県						
岩手県	1				1	
宮城県	1			1		
秋田県		3				3
山形県	2			2		
福島県	3	2		3		2
茨城県		7				7
栃木県						
群馬県		11	10		1	
埼玉県	10	4	2	6	4	2
千葉県	1	6	3	1		3
東京都		1				1
神奈川県	1	11	8	1	1	2
新潟県	1	3	2	1		1
富山県	2	2	1	1	2	
石川県						
福井県	1	3		1	2	1
山梨県		1			1	
長野県						
岐阜県		7	3		2	2
静岡県		12	11		1	
愛知県	1			1		
三重県		10	6	1		3
滋賀県						
京都府	1	1	1	1		
大阪府		1	1			
兵庫県		1	1			
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県		1				1
広島県						
山口県	2			2		
徳島県		2				2
香川県	1			1		
愛媛県	1	2	2		1	
高知県						
福岡県						
佐賀県		1			1	
長崎県	1			1		
熊本県		12			1	11
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県		1				1
札幌市	1			1		
仙台市						
千葉市						
横浜市		2	1			1
川崎市		2	1	1		
名古屋市						
京都市	2	1		1	2	
大阪市		9	9			
神戸市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
旭川市		1	1			
秋田市						
郡山市	1	1	1			1
いわき市						
宇都宮市						
横須賀市	1			1		
新潟市	3			1	2	
富山市		2	2			
金沢市		1				1
長野市						
岐阜市						
静岡市	1	3	1	1		2
浜松市						
豊橋市						
豊田市		1				1
堺市						
姫路市						
和歌山市		3	1			2
岡山市		1			1	
福山市						
高松市						
松山市		1				1
高知市						
長崎市						
熊本市		4	3	1		
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合 計	41	137	71	32	27	48